

(第四號表)

勤続年數	支給日數	一月當リ(特別手當ヲ除ク)日數	勤続年數	支給日數	一月當リ(特別手當ヲ除ク)日數
一年未滿	一月二付 一・二五ノ割合		滿十五年	二九〇	
同 一	三五		同 十六年	三一四	
同 二	五〇		同 十七年	三三八	
同 三	八〇	一・二五	同 十八年	三六二	
同 四	九五		同 十九年	三八六	
同 五	一一〇		同 二十年	四一〇	
同 六	一二五		同 二十一年	四三四	
同 七	一四〇		同 二十二年	四五八	二・〇〇
同 八	一五八		同 二十三年	四八二	
同 九	一七六		同 二十四年	五〇六	
同 十	一九四		同 二十五年	五三〇	
同 十一	二一二	一・五〇	同 二十六年	五五四	
同 十二	二三〇		同 二十七年	五七八	
同 十三	二四八		同 二十八年	六〇二	
同 十四	二六六		同 二十九年	六二六	

〔北海道〕

準則第四

退職手當及準備積立金規程 (其ノ三)

(法第三十條及法第四十二條ノ許可ヲ受ケ本法施行前ノ勤務ト本規程施行後ノ勤務ニ對シ同一規定ニ依リ退職手當ヲ支給スル場合)

- 第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル當會社(工場)(鑛山)ノ退職手當ハ本規程ニ依リ之ヲ支給ス
- 第二條 本規程ハ當會社ニ使用セラルル職工(鑛夫)ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者及日雇入レラルル者ヲ除外ス
- 前項但書ノ六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ適用ス
- 第三條 本規程ニ於テ標準賃金トハ退職時ニ於テ健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬日額ヲ謂フ
- 前項ノ標準報酬日額カ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ従前ニ比シ著シク低額ナルトキハ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シ適當ナル額ヲ當會社ニ於テ定ム
- 第四條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ勤続一年ニ付標準賃金〇〇日分ニ相當スル退職手當ヲ支給ス
- 前項ノ退職手當ハ在職中功勞アリタル職工ニハ之ヲ増額スルコトアルヘシ

第十章 退職積立金及退職手當法

〔北海道〕

- 第五條 勤続三年未滿ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ
- 勤続三年以上十年未滿(七年未滿)ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルヘシ
- 第六條 職工退職ヲ申出タル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ニ依リ退職ト看做サス
  - 一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘサルトキ
  - 二 當會社ノ定ムル就業規則(雇傭勞役規則)ニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ
  - 三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ
  - 四 女工結婚スルトキ但シ退職後六月以内ニ結婚セサルトキヲ除ク(尙當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ場合ニ依リテハ戸籍謄本又ハ戸籍抄本ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ)
  - 五 其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキ
- 第七條 職工勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ
- 一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト











第十章 退職積立金及退職手当法

四六三

氏名 \_\_\_\_\_  
探用昭和 年 月 日

退職積立金表帳

番 號 \_\_\_\_\_  
所 屬 \_\_\_\_\_

年 月 日	摘 要	控 除 額	積 立 額	積 現 額	立 在 額	全 額	金 額	
							60	30
19 3 25	積立金控除(貸金 ¥45.00)	1 80	90		84	60	30	90
" " 31	積立		2 70		87	30	70	100
" " "	利 子		2 40		89	70	40	110
" " 4 25	積立金控除(貸金 ¥45.00)	90						90
" " 5 25	" "	90						90
" " 6 25	" "	90						90
" " 7 25	積立		2 70		95	40	40	130
" " 7 25	積立金控除(貸金 ¥45.00)	90						90
" " 7 31	退 職(自己都合)	90			97			97
	控除金 ¥0.90 積立金 ¥92.40 支拂(未記)							

[非集録]

第二種様式(甲)  
積立方法一種類ニシテ運用ヲ爲ササル場合ノ様式  
(及積立方法、貸金ヨリ控除ノ時期及積立ノ時期ハ表帳ノ初メニ記載スルニ付)

第二種様式(乙) (積立方法數種類アル場合ノ様式)

[非集録]

立 金 表 帳		番 號		所 屬		運 用 金		積 立 方 法	
運用額	積立額	利 子	現在額	運用額	積立額	現在額	積 立 方 法		現在額
							銀行預金	登録国債	
引出額	現在額	預入額	引出額	現在額	預入額	引出額	現在額	現在額	現在額
	237.20								
196.00	41.20			196.00		195.00			
	"					"			
	"					"			
	43.90					"			
	44.90					"			
	"					"			
	248.90			196.00		0	8.00		
150.00	98.90						150.00		150.00
	"								
	"								
	101.90								
	109.10								
	"								
	109.10						250	150.00	

第十章 退職積立金及退職手当法

九六三



氏名		採用昭和年月日		退職積		
年	月	日	摘要	控除額	積立額	現在額
						預入額
			前葉ヨリ			237.30
5	10	25	積立金控除(賃金¥45.00)	90		
"	"	30	4分利國債2枚(#10、#15額面各¥100)買入(@¥98.00)、郵便貯金引出			
"	11	25	積立金控除(賃金¥45.00)	90		
"	12	25	" "	90		
"	12	31	積立、郵便貯金預入		2.70	2.70
"	"	"	4分利國債利子 ¥1.00積立、郵便貯金預入	1.00		1.00
26	1	25	積立金控除(賃金¥50.00)	1.00		
"	"	"	國債2枚(#10、#15 賣却(@¥102.0)餘利ヲ積立、元本ト共ニ郵便貯金預入	8.00		8.00
"	2	1	運用ノタメ ¥150.00 郵便貯金 中ヨリ引出(年利7分)			
"	"	25	積立金控除(賃金¥50.00)	1.00		
"	3	25	" "	1.00		
"	"	31	積立、郵便貯金預入		5.00	5.00
"	"	"	郵便貯金利子¥7.20積立		7.20	7.20
"	4	25	積立金控除(賃金¥50.00)	1.00		
"	4	30	退職(自己都合)	1.00		1.00
				控除額 ¥1.00 郵便貯金 ¥109.10 運用金 ¥150.00 運用金利子 ¥2.50 支拂		
				(朱記)		

[朱記]

[朱記]

退職手當積立金家帳  
(積立方法) 郵便貯金

年	月	日	摘要	積立額	支給額	現在額
			前葉ヨリ			1,000.00
20	6	30	法第十六條ノ積立(賃金¥2,500.00ノ <sup>2</sup> / <sub>100</sub> )	50.00		1,050.00
"	"	"	法第十七條ノ積立(賃金¥2,500.00ノ <sup>3</sup> / <sub>100</sub> )	75.00		1,125.00
"	11	30	甲外五名ニ對スル退職手當支給		135.00	990.00
"	12	13	法第十六條ノ積立(賃金¥2,500ノ <sup>2</sup> / <sub>100</sub> )	50.00		1,040.00
"	"	"	法第十七條ノ積立(賃金¥2,500ノ <sup>3</sup> / <sub>100</sub> 此ノ金額¥75.0ノ内特別手當限度超過額¥25.00充當)	50.00		1,090.00
21	3	31	利子	33.70		1,123.70
"	6	30	法第十六條ノ積立(賃金¥3,000ノ <sup>2</sup> / <sub>100</sub> )	60.00		1,183.70
"	"	"	法第十七條ノ積立(賃金¥3,000ノ <sup>3</sup> / <sub>100</sub> )	90.00		1,273.70

第三號様式(甲) (積立方法一種類ニシテ運用ヲ爲サバニ場合ノ様式)



退職手當積

年	月	日	備	積立額	支給額	現在額	積入額	
							積立額	積入額
			前葉ヨリ			10,000.00		
20	6	30	法第十六條ノ積立(貸金 ¥25,000ノ $\frac{2}{100}$ 4分利國債5枚(#100,#102,#103,#104額面各¥100)買入(@¥98)殘金郵便貯金預入	500.00		10,500.00	10.00	
*	6	30	法第十七條ノ積立(貸金 ¥25,000ノ $\frac{3}{100}$ 〇〇銀行預金	750.00		11,250.00		
*	9	30	運用(銀行預金引出年利7分)			*		
*	10	31	乙外10名ニ對スル退職手當(郵便貯金引出)		1,000.00	10,250.00		
*	12	31	法第十六條積立(貸金 ¥25,000ノ $\frac{2}{100}$ 〇〇銀行預金	500.00		10,750.00		
*	*	*	法第十七條積立(貸金 ¥25,000ノ $\frac{3}{100}$ 此ノ金額¥750.00ノ内特別手當限度超過額¥250.00充當)〇〇銀行預金	500.00		11,250.00		
*	*	*	利子積立(銀行預金 ¥8,312國債 ¥10)郵便貯金預入	98.12		11,348.12	98.12	
21	3	31	郵便貯金利子¥65.15積立	65.15		11,413.27	65.15	
*	*	*	國債3枚(#100,#101,#102)賣却(@¥103)餘利差引郵便貯金預入			*	294.00	
*	4	30	〇〇銀行破産、預金50%支拂ヲ受ク、郵便貯金預入			*	2,875.00	
*	5	30	〇〇銀行預金殘高不拂ト決定、缺損トス			*		
*	6	30	法第十六條ノ積立(貸金 ¥30,000ノ $\frac{2}{100}$ 郵便貯金預入	600.00		12,008.27	600.00	
*	*	*	法第十七條ノ積立(貸金 ¥30,000ノ $\frac{3}{100}$ 郵便貯金預入	900.00		12,908.27	900.00	
*	*	*	缺損填補郵便貯金預入			*	2,875.00	
*	*	*	國債利子積立(¥400)郵便貯金預入	4.00		12,912.27	4.00	

[北海券]

立金臺帳

積立方法							積立額	運用額	現在額	
積貯金		銀行預金		登録國債						
引出額	現在額	積入額	引出額	現在額	買入額	賣却額	現在額	運用額	積立額	現在額
	5,000.00			5,000.00						
				*						
	5,010.00			490.00	490.00					
	*	750.00		5,750.00						
	*		1,000.00	4,750.00				1,000.00	1,000.00	
1,000.00	5,010.00			*						
	*	500.00		5,250.00						
	*	500.00		5,750.00						
	4,103.12			*						
	4,168.27			*						
	5,462.27			*	291.00	195.00	15.00			
	7,337.27	2,875.00	2,875.00							
	*	3,875.00	0					2,875.00		
	7,937.27									
	8,837.27									
	11,712.27						0	0		
	11,716.27									

[北海券]







退職積立金高帳及退職手當積立金労働者別明細簿

氏名 \_\_\_\_\_ 探用 昭和 年 月 日 (退職積立金ノ積立方法) 郵便貯金

番 號 \_\_\_\_\_ 所 屬 \_\_\_\_\_

備考様式

年 月 日	摘 要	退職積立金		退職手當積立金	
		控除額	積立額	現在額	現在額
25	前 葉 ヌ リ			9225	12515
3	法第十一條ノ積立金控除(賃金 ¥50.00)	100		"	"
3	控 除 金 積 立		300	9525	"
"	郵便貯金利子積立		207	9795	"
"	法第十一條ノ積立金控除(賃金 ¥50.00)	100		"	"
4	"	100		"	"
5	"	100		"	"
6	"	100		"	"
6	控 除 金 積 立		300	10095	"
"	法第十六條ノ積立(賃金 ¥300.00ノ $\frac{2}{100}$ )			"	600
"	法第十七條ノ積立(賃金 ¥300.00ノ $\frac{3}{100}$ )			"	900
"	退職手當積立金ノ利子及餘利			"	50
7	法第十一條ノ積立金控除(賃金 ¥50.00)	100		"	14440
"	退 職(自己都合)	100		10095	14440
7	控除額 ¥1.00 退職積立金 ¥100.95 支拂他 = 退職手當積立金 ¥支給此ノ金額 ¥72.20 (現額特別手當積立金 = 繰入)(朱記)				

[引当金]

● 退職積立金及退職手当法  
第五條第二項ノ規定ニ依  
ル季節的事業指定

[引当金]

昭和十一年十二月二十八日  
内務省告示第六百九十三號

退職積立金及退職手当法第五條第二項ノ規定ニ依リ季節的事業ヲ左ノ通指定ス

左ノ各號ニ掲グル作業ヲ爲ス事業ニシテ毎年一定ノ時期ニ引續キ二月以上作業ヲ休止スルモノ

- 一 繭ノ乾燥
- 二 清酒、葡萄酒又ハ味淋ノ製業
- 三 粗製糖ノ製造
- 四 粗製澱粉ノ製造
- 五 魚介、果實又ハ蔬菜ノ類罐詰又ハ燻詰
- 六 水産品ノ製造

第十章 退職積立金及退職手当法



水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

水産用ノ帳簿

第十一章 産業報國運動



# 第十一章 産業報國運動

## ● 勞資關係調整方策實施ニ

### 關スル件

昭和十三年八月二十四日  
厚生省勞務第五五號厚生次官、内務次官通牒  
出府縣長官宛(東京府知事ヲ除ク)

最近ニ於ケル勞資ノ關係ヲ見ルニ勞資双方共ク時局ノ重大性ヲ認識シ協力相互間ノ摩擦ヲ避ケ協心戮力シテ産業ノ平和ト生産力ノ擴充トニ努ムルノ態度ヲ示シツツアルコトハ甚ダ喜フヘキ傾向ト認メラレ然レ共今後時局ノ推移ニ伴ヒ産業勞働界ニ幾多複雜困難ナル問題ノ相次イテ惹起スルコトナキヲ保シ難キニ就テハ此ノ際斯カル氣風ヲ益々助長スルト共ニ更ニ進ンテ勞資ノ關係ヲ調整スヘキ確固タル方策ヲ樹立スルノ要極メテ緊切ナリト謂ハサルヘカラス惟フニ産業ハ事業主従業員各々其ノ職分ニ依リテ結ハレタル有機的一體ニシテ其ノ間階級ノ對立、利害ノ衝突等ノ存在スヘキモノニアラス而モ産業究極ノ使命ハ之ニ依テ國民ノ厚生ト國力ノ充實トヲ圖リ以テ國家ノ興隆ニ貢獻スルニ在リ從ツテ産業ニ從事スル者ハ事業主モ従業員モ相共ニ産業ノ國家的使命ヲ體シ各々其ノ職

〔北海勞〕

分ヲ盡シテ渾然一體トナリ産業ヲ通シテ國家ニ奉シ以テ皇運ヲ扶翼スルノ覺悟ヲ有セサルヘカラス即チ事業ノ經營ニ當ル者ハ事業ハ單ニ自己ノ利益ノ爲ニノミ存スルニアラス國家ノ發展ノ爲ニ存スルモノナルコトヲ深ク認識シテ産業報國ノ精神ヲ以テ經營ノ任ニ當ルト共ニ従業員ニ對シテハ物心兩面ニ亙リ其ノ福祉ノ増進ニ努ムル所ナカルヘカラス又勤勞ヲ以テ産業ニ從事スルモノハ勤勞ハ單ニ自己ノ生活ノ爲ニノミ爲サルルニアラス國家ノ興隆ニ貢獻スルカ爲ニ爲サルモノナルコトヲ深ク認識シテ産業報國ノ精神ヲ以テ勤勞ニ努メ忠實ニ其ノ職分ヲ盡シテ事業ノ發展ニ協力スル所ナカルヘカラス叙上勞資一體産業報國ノ精神ハ勞資關係ヲ規制スル根本ノ基調ニシテ本精神ヲ普ク勞資双方ニ對シ涵養徹底セシムルコトハ現下ノ時局ニ鑑ミ最モ喫緊ノ要務ナリト認メラル本件ニ關シテハ先般來各種ノ會議ニ際シ既ニ屢々訓示指示セラレタル所ニシテ各位ハ其ノ趣旨ニ從ヒ既ニ御配慮中ノコトト思料セラルルモ今回別添ノ如キ勞資關係調整方策要綱ノ決定ヲ見タルニ就テハ爾今本要綱ニ依リ實施相成所期ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

#### 勞資關係調整方策要綱

一 勞資雙方ニ對シ皇國産業ノ本義タル勞資一體産業報國ノ



精神ヲ普及徹底セシムルコト

各種ノ會合等勞資ニ接觸スル機會ヲ捉ヘテ本精神ノ強調宣揚ヲ圖リ他面之方爲ノ講演會、懇談會等ヲ開催スルコト

二 各事業場内ニ右ノ精神ヲ具現セシムル目的ヲ以テ左記要綱ニ依リ團體(例ハ産業報國會)ノ設置ヲ勸奨スルコト

(一) 組織

事業主従業員雙方ヲ含メタル全體組織ノモノタルコト

(二) 目的

事業主従業員雙方ヲシテ産業ノ國家的使命ヲ體シテ勞資一體産業報國ノ精神ノ把握並ニ實踐ヲ期セシムルコト

(三) 事業

(イ) 懇談會ノ開催

勞資懇談ノ機關(委員會)ヲ設ケ産業報國ノ精神ヲ基調トシテ能率増進、待遇、福利、共濟、救護其ノ他各般ノ問題ニ互リ隔意ナキ懇談ヲ遂ケ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ實現シ勞資一體産業報國ノ實ヲ舉グルニ努ムルコト

委員ノ決定、委員會ノ構成並ニ會議ノ方法等ハ各事業場ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ定ムルコト但シ従業員タル委員ニハ従業員自ラ選ヒタルモノヲ加フルヲ適當トス

〔北海旁〕

(ロ) 救養、保健、福利、共濟、慰安其ノ他ノ諸施設ニシテ特ニ本團體ノ事業トシテ行フコトヲ適當トスルモノハ之ヲ本團體ノ事業トシテ行フコト

(四) 事業場ノ事情ニ依リテハ前項(イ)ノミヲ行フ團體タルモ差支ヘナキコト

(五) 本團體設置ノ勸奨ハ大體従業員百人以上ノ事業場ヲ以テ差當リノ目標ト爲スヘキモ事業場ノ事情ニ依リ適宜考慮スルコト

(六) 本團體設置ト勸奨ニ當リテハ其ノ趣旨ヲ充分納得瞭解セシムルト共ニ之ヲ運用ニ付テハ設置ノ目的ヲ充分ニ達成セシムルヲ啓發指導ニ努メ其ノ充實ヲ期セシムルコト

(七) 事業場ニ於ケル既存ノ團體若ハ機關ニシテ本團體ト精神機能ヲ同シクスルモノアル場合ニハ別ニ本團體ヲ設クル趣旨ニ非サルコト

(八) 本團體ヲ設置シタルコトヲ理由トシテ勞働組合ノ解散ヲ強フルカ如キ舉ニ出ツルコトハ之ヲ避ケシムルコト

●産業報國聯合會ノ設置ニ

〔北海旁〕

關スル件

昭和十四年四月二十八日 厚生省勞務局第二七號厚生次官、内務次官通達 應府縣長官宛(東京府知事ヲ除ク)

皇國産業ノ本義タル勞資一體産業報國精神ノ普及徹底ヲ目的トスル産業報國運動ニ關シテハ客年八月二十四日附厚生省發勞第五五號(勞資關係調整方策實施ニ關スル件依命通達)ニ基キ鋭意御配慮中ノ處本運動ハ産業勞働界ノ時局認識ト相俟チテ順調ナル進展ヲ示シ各事業場ニ之ヲ具現スヘキ産業報國會相繼イテ設置セラレ勞資渾然一體トナリテ産業報國ノ實ヲ舉ケツツアルハ邦家ノ爲寔ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ 然レ共時局益々多端ニシテ本運動ノ國家的使命亦一層重キヲ加フルノ情勢ニ鑑ミ今後一段ト産業人ノ積極的協力ヲ促シテ本運動ノ強化擴充ヲ圖ルト共ニ之ニ適切ナル指導ヲ加フルコト極メテ緊要ナリ依ツテ相當多數ノ産業報國會ノ設置ヲ見タル道府縣ニ於テハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ヲ中心トセル官民協力ノ指導連絡組織トシテ産業報國聯合會ヲ設置シ管下ノ全産業報國會ヲシテ眞ノ使命ヲ達成セシムル様致度依命此段及通牒候也

●産業報國聯合會設置要綱ニ關スル件

昭和十四年四月二十八日 厚生省勞務局第二八號 應府縣長官宛(東京府知事ヲ除ク)

産業報國聯合會ノ設置ニ關シテハ四月二十八日附厚生省發勞第二七號ヲ以テ依命通牒相成候處其ノ組織等ハ本聯合會設置ノ趣旨ニ鑑ミ概ネ別紙要綱ニ據ラルル様致度依命此段及通牒候也

(別紙)

産業報國聯合會設置要綱

一 組織

甲 道府縣聯合會

(一) 名稱 何々道府縣産業報國聯合會トスルコト

(二) 會員 管内ノ産業報國會ヲ以テ組織單位トスルコト

(三) 目的 地方官廳ト協力シテ産業報國會ノ指導連絡及其ノ共同目的ノ達成ヲ圖ルコト

(四) 役員



- (イ) 會長 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)
- (ロ) 理事 若干名
  - 産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ會長之ヲ委嘱シ内若干名ヲ常任理事トスルコト
- (ハ) 幹事 若干名
  - 産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ會長之ヲ委嘱シ内若干名ヲ常任幹事トスルコト
- (ニ) 諮問機關
  - (1) 産業報國會ノ實情ニ通セル者ノ中ヨリ勞務委員若干名ヲ設ケルコト
  - (2) 其ノ他必要アル場合ニ於テハ關係官廳職員、學識經驗アル者、産業關係有力者等ノ中ヨリ顧問等ヲ設ケ得ルコト
- (五) 産業別部會
  - 必要アルトキハ道府縣聯合會ニ産業別部會ヲ設ケ得ルコト
- (イ) 部會長
  - 同部會ニ屬スル産業報國會カ其ノ關係者中ヨリ推薦シタル者ニ對シ聯合會長之ヲ委嘱スルコト

〔北海勞〕

- (ロ) 部會委員 若干名
  - 同部會ニ屬スル産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ聯合會長之ヲ委嘱スルコト
- 乙 地域別聯合會
  - (一) 道府縣聯合會ヲ設置シ更ニ必要アルトキハ道府縣内ニ於テ地域別聯合會ヲモ設置シ得ルコト
  - 道府縣聯合會ヲ設置スルノ狀況ニ達セサル場合ニ在リテモ必要アルトキハ先ツ地域別聯合會ヲ設置シ得ルコト
- (二) 會 員
  - 地域内ノ産業報國會ヲ以テ組織單位トスルコト
  - 道府縣聯合會ト地域別聯合會トヲ設置シタル場合各産業報國會ハ地域別聯合會ノ會員タルト同時ニ道府縣聯合會ノ會員タル關係ニ在ルモノトスルコト
- (三) 道府縣聯合會トノ關係
  - 地域別聯合會ハ道府縣聯合會ノ指導ヲ受クルモノトシ道府縣聯合會ト各産業報國會トノ中間組織ニシテ道府縣聯合會ノ組織單位ニ非サルモノトスルコト
- (四) 名稱及目的ハ道府縣聯合會ニ準スルコト

〔北海勞〕

- (五) 役 員
  - (イ) 會 長
    - 地域内ノ産業報國會關係者又ハ關係官廳職員中ヨリ會員ノ推薦シタル者ニ對シ道府縣聯合會長之ヲ委嘱スルコト、シ道府縣聯合會ノ未ダ設置セラレサル場合ニ於テハ地域内ノ會員協議ノ上之ヲ決定スルコト
  - (ロ) 顧 問
    - 必要アル場合ハ顧問若干名ヲ設ケ得ルコト
    - 顧問ハ會長之ヲ委嘱シ會長カ産業報國會關係者中ヨリ委嘱セラレタル場合ニ於テハ顧問中ニ關係官廳ノ職員ヲ加フルヤウスルコト
  - (ハ) 幹 事 若干名
    - 産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ會長之ヲ委嘱シ内若干名ヲ常任幹事トスルコト
- 二 事 業
  - 本聯合會ノ目的達成ノ爲適切ナル事業ヲ行フコト
- 三 經 費
  - 會員ノ會費、寄附金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 四 工場協會トノ關係

第十一章 産業報國運動

産業報國聯合會ハ工場協會(工場懇話會、工業會等ヲ含ム)トハ別個ニ設置シテ連絡提携ヲ圖ルト共ニ本聯合會ノ充實發展ニ伴ヒ漸次工場協會ヲ之ニ統合スルコト

### ●産業報國聯合會ノ組織竝ニ事業等ニ關スル件

昭和十四年五月二十日  
厚生省勞務第三大綱厚生省勞務局長通牒  
道府縣長官(東京府知事ヲ除ク)

- 一 組織ニ付テ
  - (一) 會 員
    - 産業報國會ヲ以テ會員トスルモ地域外ノ本社ニ産業報國會ヲ有シ各事業場ニ其ノ支會又ハ分會等ヲ設ケルモノニ付テハ其ノ支會又ハ分會等ヲ會員トスルコト
  - (二) 役 員
- 記
  - 産業報國聯合會ノ設置竝ニ其ノ要綱ニ關シテハ委ニ依命通牒ノ次第モ有之銳意御配慮中ノコト、被存候處道府縣又ハ地域別聯合會ノ組織竝ニ事業等ニ付テハ特ニ左記諸點ニ御留意相煩度



- (1) 理事幹事等ノ役員ニ付テハ會員ノ將來ノ増加ヲ考慮ニ入レ定員ハ之ヲ定メス其ノ任命モ當初ヨリ多數ニ失スルコトナク實際ノ運用ニ儘ミテ必要ニ應ジ之ヲ増員スルコト
- (2) 産業報國會關係者中ヨリ委囑スル役員ハ個々ノ産業報國會ノ會長、顧問、一般會員等産業報國會ニ關係アル總テノ者ノ中ヨリ選定シ得ルモ本聯合會ノ圓滿ナル運営ヲ圖ル爲其ノ調和ニ特段ノ工夫ヲ加フルコト尙産業報國聯盟關係者ヨリ之ヲ選定スルモ支障ナキコト
- (3) 道府縣聯合會ノ關係官廳職員中ヨリ委囑スル役員ニハ道府縣警察部、學務部、總務部又ハ經濟部關係職員及左記關係官廳職員ニ就キ適宜考慮スルコト
  - 一 陸海軍ノ管理官若ハ監督官、師團司令部附少將附佐官及憲兵隊關係者
  - 一 鐵山監督局長、鐵政隊長
  - 一 其ノ他
- (4) 勞務委員ハ産業報國會ノ職員側委員、勞務者側委員等ノ産業報國會ノ國情ニ通セル者ヲ選定スルコト

〔北海勞〕

- (一) 聯合會ニ於テハ當面左ノ事業ヲ行フコトトシ聯合會ノ充實ニ伴ヒ漸次事業ヲ擴充スルコト
  - (二) 産業報國精神ノ普及徹底
  - (三) 産業報國會ノ設置勸奨
  - (四) 産業報國會ノ指導及連絡
  - (五) 産業報國會ヲ指導スヘキ人物ノ養成
- 目的達成上聯合會ニ於テ共同ニ實施スルヲ適當トスル數獎、福利、共濟其ノ他各般ノ事業
- 運用上ノ注意
- (一) 産業報國聯合會ノ役員ニ對シテハ産業報國運動ニ對スル認識ト熱意トヲ充分ニ持メシメ率先シテ産業報國會ノ指導及連絡ニ當ラシムル様指導スルコト
  - (二) 理事、幹事等ノ役員ヲ時々招集シテ聯合會ノ目的達成上必要ナル各般ノ問題ニ付考究スルコト
  - (三) 産業報國會會長ノ本運動ニ對スル熱意ノ如何ハ目的達成上至大ノ影響アルヲ以テ會長ヲ招集スル場合ハ已ムラ得サル場合ノ外會長自身ヲ出席セシムル様指導スルコト
  - (四) 工場協會加盟ノ事業場ニシテ産業報國會ノ未ダ設置ナ

〔北海勞〕

キモノニ對シテハ之ヲ設置キシメテ漸次工場協會トノ統合ノ促進ヲ圖ルコト

(五) 勞務委員制度ハ事業場内ノ一般會員ノ意思ヲ下意上達シ聯合會ニ反映セシムル趣旨ニ付其人選ニ意ヲ用フルト共ニ常任理事又ハ常任幹事等ハ勞務委員會ニ出席シテ其ノ圓滑ナル運用ヲ圖ルコト

### ●産業報國會ノ指導方策要綱ニ關スル件

昭和十四年五月二十二日  
厚生會勞務第三七號厚生會勞務局長通牒  
農務局長官宛東京知事ヲ除ク

勞資一體産業報國精神ヲ具現スヘキ各事業場ニ於ケル産業報國會ノ設置勸奨ニ關シテハ各位ノ努力ニヨリ順調ナル進展ヲ示シ、アリ今後共引續キ之カ勸奨ヲ爲スト共ニ既設ノ産業報國會ニ適切ナル指導ヲ加ヘテ之ヲシテ眞ニ其ノ使命ヲ達成セシムルノ要極メテ緊切ナルモノ有之此ノ點ニ關シテハ鋭意御配慮中ノコト、被存候處別記産業報國會指導方策要綱ヲ御諒承ノ上指導ノ萬全ヲ期セラル、様政度

産業報國會指導方策要綱

#### 一 指導目標

今十國家ノ總力ヲ擧ケテ東亞新秩序建設ノ事業ニ邁進スヘキノ時ニ當リ産業ノ國家的使命愈々重キヲ加フルニ儘ミ全産業人ヲシテ皇國産業ノ使命ヲ充分ニ認識セシメ産業ヲ通シテ國家ニ報シ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ決意ヲ益々鞏固ナラシメサルヘカラス故ヲ以テ産業報國ノ精神ヲ一段ト普及徹底セシメ勞資眞ニ一體トナリテ産業ニ精勵スルト共ニ非常時國策ニ協力シテ産業報國ノ實ヲ擧ケシムル様指導スルコト

#### 二 當面ノ指導重點

本運動カ所期ノ效果ヲ擧グル爲ニハ産業報國會内ニ於テ其ノ指導ノ任ニ當ル者カ本運動ノ本質使命ヲ充分認識シ率先シテ之ニ當ルコトヲ第一義トスルト共ニ本運動ノ消長ハ勞資ヲ融合一體タラシムル懇談會カ其ノ機會ヲ發揮シテ全會員ノ希望ト熱意トヲ繋キ得ルヤ否ヤニ存スル所大ナルヲ以テ當面ノ指導ハ左ノ點ニ主力ヲ注グコト

- (一) 産業報國會ヲ指導スヘキ人物ノ養成
- 産業報國會ノ會長、懇談委員其ノ他勞務係員等ヲシテ産業報國會ノ指導者タルニ適切ナル人物ヲシムル様産業報國聯合會及産業報國聯盟ヲ活用シ又ハ道府縣直接ニ之



カ養成ニ努ムルコト

(二) 懇談會ノ指導

- (イ) 懇談會ヲ中心トシテ勞資一體産業報國ノ實ヲ導クヘキ各般ノ問題ニ互リ隔意ナキ懇談ヲ遂ケテ相互ノ理解ヲ深メ眞ニ人格ノ融合一致ヲ實現スル様指導スルコト
- (ロ) 事業場ノ實情、勞務管理ノ實績、事業ノ種類、規模等ヲ斟酌ノ上役員ノ選任方法、懇談會ノ構成、懇談事項等ニ關シ従業員ノ意思反映ノ適否ヲ充分吟味シ、産業報國會ノ目的達成上不適當ナリト思料セラル、モノアルトキハ漸次之ヲ是正スルニ努メシメソノ機構ノ整備充實ヲ圖ラシムルコト
- (ハ) 會員ト懇談委員トハ緊密ナル連絡ヲ保メシメ各般ノ問題ハ懇談委員ヲ通シテ遠慮ナク懇談會ニ提出シテ會員ノ意向ヲ充分ニ反映セシムル様指導スルコト
- (ニ) 會長ハ自ら各般ノ事項ヲ懇談會ニ提出シテ懇談會ヲ有效ニ活用スルト共ニ懇談委員ニモ懇談事項ノ提出ヲ勸奨シ會員側ノ提出事項ニ付テハ懇切丁寧ニ取扱ヒ以テ懇談會ヲシテ名實共ニ隔意ナキ懇談ヲ遂ケ得ル會合ヲラシムル様指導スルコト

〔北海勞〕

(ホ) 懇談會ニ於テハ會員相互ノ自肅自戒並ニ饒後生活刷新其ノ他非常時國策ニ協力スル各種ノ懇談申合ヲ爲サシムルコト

- 三 事業ノ計畫及整利  
産業報國會ニ於テ實施スルヲ適當ト認メラルル事業ヲ新規ニ計畫セシムルト共ニ既存事業中産業報國會ノ事業トシテ適當ナルモノハ漸次産業報國會ノ事業ニ移ス方法ヲ講ゼシムル様指導スルコト
- 四 官廳ト産業報國會トノ連絡  
懇談會ノ懇談ニ圓滑ヲ缺ク虞アル場合ハ豫メ申出テシメ必要ナル措置ヲ講シ得ル様常ニ産業報國會ヲシテ官廳トノ連絡ヲ緊密ナラシムル様指導スルコト
- 五 指導機關ノ相互連絡  
廳内關係部課ハ勿論關係道府縣、鐵山監督局等ノ關係官廳並ニ産業報國聯盟、産業報國聯合會等ノ各指導機關トノ緊密ナル連絡ヲ保テ指導上阻礙ヲ來ササル様留意スルコト

●興亞奉公日ニ於ケル産業報國會ノ行事ニ關スル件

〔北海勞〕

昭和十四年九月十五日  
厚生省勞務第六八號厚生省勞務局長通牒  
府廳長官宛(東京府知事ヲ除ク)

興亞奉公日ノ設定ニ關シテハ曩ニ内閣書記官長、文部内務兩次官連名通牒ノ次第モ有之既ニ夫々御配慮中ト存候處事業場ノ特殊性ニ鑑ミ産業報國會ノ設置ヲ見タル事業場ニ於テハ興亞奉公日ヲ産業報國會ノ運動トシテ取リ上ケ興亞奉公日ノ一般實施事項ノ外左記參考例ニ準シ適宜計畫實施セシムル様致度

記

- 一 興亞奉公日ノ舉式
  - (一) 集合整列(就業時期前ノ一定時ニ全會員集合整列スルコト)
  - (二) 國旗掲揚
  - (三) 宮城遊拜
  - (四) 國歌齊唱
  - (五) 戦歿英靈並ニ出征將士ニ對スル感謝歌謠

第十一章 産業報國運動

- (六) 會長訓示(會長ハ産業報國會ノ綱領朗讀後時局認識、産業報國精神ノ昂揚實踐等ニ付垂範的訓示ヲ行フコト)
- (七) 會員代表答辭(産業報國會ノ綱領朗讀後答辭ヲ爲スコト、尙職員タル會員相當多數アルモノニ在リテハ職員タル會員及勞務者タル會員中ヨリ答辭セシムルヲ可トス) 追而當日早服神社參拜等ヲ計畫實施スルモノニ在リテハ特ニ興亞奉公日ノ舉式ヲ要セサルモ會長訓示、會員代表答辭ヲ其ノ行事ニ繰込ムコト
- 二 講演、講話(休憩時間ヲ利用シテ産業報國會役員中ヨリ順次講師ヲ選定シテ時局其ノ他ノ講演、講話ヲ爲スコト)
- 三 其ノ他慰問文ノ發送、生活刷新ノ申合、經營合理化、能率増進ノ研究會開催等

●大日本産業報國會會則

- 第一條 本會ハ大日本産業報國會ト稱ス
- 第二條 本會ハ産業報國會ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ政府ト協力シテ産業報國運動ヲ全國的ニ實施統轄指導シ綱領ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ



第十一章 産業報國運動

- 一 産業報國精神ノ昂揚ニ關スル事項
- 二 産業報國會會員ノ教育訓練ニ關スル事項
- 三 産業報國運動ノ指導者養成ニ關スル事項
- 四 産業報國會ノ運営及事業ノ指導ニ關スル事項
- 五 技能ノ向上其ノ他生産ノ高度能率發揮ニ關スル事項
- 六 勞務統制ヘノ協力ニ關スル事項
- 七 福利厚生、生活指導及勤勞文化ノ向上ニ關スル事項
- 八 産業勞働ノ調査研究ニ關スル事項
- 九 一般國策ヘノ協力ニ關スル事項
- 一〇 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 若干名(内若干名ヲ常任トス)
- 顧問 若干人
- 審議員 若干人
- 理事長 若干名
- 理事 若干名
- 監事 若干名
- 評議員 若干名

第六條 總裁ハ厚生大臣ノ職ニ在ル者之ニ當ル

〔北海勞〕

- 總裁ハ本會ヲ統督ス
- 第七條 會長ハ總裁之ヲ委嘱ス
- 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
- 第八條 顧問ハ關係大臣及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委嘱ス
- 顧問ハ重要會務ニ付會長ノ諮問ニ應ズ
- 第九條 審議員ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委嘱ス
- 審議員ハ事業方針ノ決定其ノ他重要會務ニ參與ス
- 第十條 理事長ハ總裁之ヲ委嘱ス
- 理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ處理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第十一條 理事ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
- 理事ハ理事會ヲ構成シ重要會務ヲ審理ス
- 第十二條 監事ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
- 監事ハ本會ノ會計ヲ監査ス
- 第十三條 評議員ハ道府縣産業報國會及地方嶺山都會役員ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

〔北海勞〕

- 評議員ハ評議員會ヲ構成シ左ノ事項ヲ評議ス
- 一 歳入歳出決算
- 二 歳入歳出決算
- 三 會費ノ分賦徴收方法
- 四 資産ノ管理及處分ノ方法
- 五 會則ノ變更
- 六 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第十四條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨グズ
- 官吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス
- 補缺ニヨリ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第十五條 本會ハ中央本部ヲ東京市ニ置ク
- 第十六條 中央本部ノ事務ヲ處理スル爲事務局ヲ置キ之ヲ局又ハ部ニ分ツ
- 事務局ハ理事長之ヲ統轄ス
- 各局ニ局長ヲ置キ理事ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
- 事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十七條 中央本部ハ必要ナル産業部門ニ産業別都會ヲ置クコトヲ得

第十一章 産業報國運動

- 産業別都會都會長ハ會長之ヲ委嘱ス
- 産業別都會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十八條 本會ノ經費ハ會費、補助金、其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ
- 會費ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十九條 本會ハ評議員會ノ評議ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得
- 第二十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第二十一條 本會ハ道府縣ニ於ケル産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲道府縣産業報國會ヲ置ク
- 道府縣産業報國會會長ハ地方長官ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委嘱ス
- 道府縣産業報國會ハ必要ナル區域ニ支部ヲ置クコトヲ得
- 道府縣産業報國會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二十二條 本會ハ嶺山ニ於ケル産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲前條ノ道府縣産業報國會ノ外地方嶺山都會ヲ置ク
- 地方嶺山都會都會長ハ嶺山監督局長ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委嘱ス



地方嶺山部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 本則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十四條 將來本則ノ條項ヲ變更セントスルトキハ評議員

會ノ評議ヲ經テ總裁ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

### ●北海道産業報國會會則

第一條 本會ハ北海道産業報國會ト稱ス

第二條 本會ハ北海道ニ於ケル大日本産業報國會會員タル産

業報國會ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ事務所ヲ札幌市ニ置ク

第四條 本會ハ大日本産業報國會會則第二十一條ニ依リ北海

道ニ於ケル産業報國運動ヲ實施統轄指導スルヲ以テ目的ト

ス

第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ但シ鐵

山ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

一 産業報國精神ノ昂揚ニ關スル事項

二 産業報國會會員ノ教育訓練ニ關スル事項

三 産業報國運動ノ指導者養成ニ關スル事項

四 産業報國會ノ運営及事業ノ指導ニ關スル事項

五 技能ノ向上其ノ他生産ノ高度能率發揚ニ關スル事項

〔北海勞〕

六 勞務統制ヘノ協力ニ關スル事項

七 福利厚生、生活指導及勤勞文化ノ向上ニ關スル事項

八 産業勞働ノ調査研究ニ關スル事項

九 一般國策ヘノ協力ニ關スル事項

一〇 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長

副會長 三名

顧問 若干名

理事 若干名(内若干名ヲ常任トス)

監事 若干名

評議員 若干名

幹事 若干名(内若干名ヲ常任トス)

第七條 會長ハ北海道廳長官ノ職ニ在ルモノニ大日本産業報

國會總裁之ヲ委嘱ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

第八條 副會長ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗

アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理

ス

〔北海勞〕

第九條 顧問ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗ア

ル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

顧問ハ重要會務ニ付會長ノ諮問ニ應ジ又ハ意見ヲ述アルモ

ノトス

第十條 理事ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗ア

ル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

理事ハ理事會ヲ構成シ重要會務ヲ審理ス

第十一條 監事ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗

アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

監事ハ本會ノ會計ヲ監査ス

第十二條 評議員ハ本會支部役員ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

評議員ハ評議員會ヲ構成シ左ノ事項ヲ評議ス

一 歳入歳出豫算

二 歳入歳出決算

三 會則ノ變更

四 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十三條 幹事ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗

アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

幹事ハ會長ノ旨ヲ承ケ一般會務ヲ處理ス

第十四條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨グズ

### 第十一章 産業報國運動

官吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス

補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間ト

ス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ

行フモノトス

第十五條 理事會及評議員會ハ會長之ヲ招集ス

議事ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條 本會ノ事務ヲ處理スル爲事務局ヲ設ケ必要ナル職

員ヲ置ク

事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 本會ハ必要ナル産業部門ニ産業別部會ヲ置クコト

ヲ得

産業別部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條 本會ノ經費ハ會費、補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之

ニ充ツ

會費ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條 本會ハ評議員會ノ評議ヲ經テ特別會計ヲ設ケルコ

トヲ得

第二十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三

十一日ニ終リ



第二十一條 本會ハ警察署管轄區域毎ニ支部ヲ置ク  
 支部ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム  
 第二十二條 本則ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム  
 第二十三條 將來本則ノ條項ヲ變更セントスルトキハ評議員  
 會ノ評議ヲ經テ大日本産業報國會會長ノ承認ヲ受クルモノ  
 トス

附則

第二十四條 本會ハ當分ノ間産業報國會未結成ノ工場、礦山  
 又ハ事業場ニシテ大日本産業報國會ノ趣旨ニ賛同スルモノ  
 ニ對シ會員ニ準ズル取扱ヲ爲スコトヲ得

●北海道産業報國會支部規程

第一條 北海道産業報國會支部(以下支部ト稱ス)ハ警察署管  
 轄區域毎ニ之ヲ設置ス  
 第二條 支部ハ其ノ所在ノ警察署名ヲ冠稱ス  
 第三條 支部ハ本會統率ノ下ニ其ノ區域内ニ於ケル産業報國  
 運動ノ連絡指導ニ關スル事業ヲ行フ  
 第四條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

〔北海旁〕

支部長

副支部長 二名

支部評議員 若干名

支部ハ必要アルトキハ規約ヲ以テ前項ニ掲グル以外ノ役員  
 ヲ置クコトヲ得

第五條 支部長ハ關係警察署長ノ職ニ在ルモノニ會長之ヲ委  
 賜ス

副支部長及其ノ他ノ役員ハ關係官吏、産業報國會關係者及  
 學識經驗アル者ニシテ總會ノ推薦シタル者ノ中ヨリ會長之  
 ヲ委賜ス

第六條 支部長ハ支部ヲ代表シ支部ヲ總理ス

副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アルトキハ其ノ職務  
 ヲ代理ス

支部評議員ハ支部評議員會ヲ構成シ支部ニ關スル重要事項  
 ヲ評議ス

第七條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨ケズ

官吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス

補缺ニヨリ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第八條 支部ノ會議ハ總會及支部評議員會トシ支部長之ヲ招  
 集ス

〔北海旁〕

第九條 會議ニ付議スベキ事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 支部ノ事務ヲ處理スル爲必要ナル職員ヲ置ク

第十一條 支部ノ經費ハ本會交付金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ  
 充ツ

第十二條 支部ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月  
 三十一日ニ終ル

第十三條 支部ハ毎年度歳入歳出決算ニ付年度開始前迄ニ會  
 長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十四條 支部ハ前年度ノ歳入歳出決算ヲ翌年度六月三十日  
 迄ニ會長ニ報告スルコトヲ要ス

第十五條 本規程ニ定ムルモノノ外重要ナル事項ハ規約ヲ以  
 テ定ムルコトヲ要ス

規約ノ制定又ハ變更ハ會長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

●北海道産業報國會會費規程

規程

第一條 北海道産業報國會ハ會員タル産業報國會ヨリ會費ヲ  
 徴收ス

第二條 會費ノ額ハ産業報國會ノ男子會員一人當リ年壹圓貳  
 角ニ納付スルモノトス

第十一章 産業報國運動

拾錢(但シ嶺山ニ在リテハ年九十六錢)女子會員一人當リ年  
 六拾錢(但シ嶺山ニ在リテハ四十八錢)トシテ之ニ當該産業  
 報國會ノ男女會員數ヲ夫々乘ジタル總額トス

第三條 産業報國會ハ毎年四月末及十月末迄ニ年會費ノ半額  
 宛テ支部ヲ經由シテ前納スルモノトス

前項ノ會費ハ各納期ノ前月末現在ニ於ケル産業報國會ノ會  
 員數ヲ基礎トシテ之ヲ算定ス

第四條 新メニ結成シタル産業報國會ノ其ノ期ニ於ケル會費  
 ハ結成ノ翌月分ヨリ月割ヲ以テ結成ノ翌月中ニ之ヲ納入ス  
 ルモノトス

前項ノ會費ハ結成當日現在ニ於ケル産業報國會ノ會員數ヲ  
 基礎トシテ之ヲ算定ス

第五條 既納ノ會費ハ之ヲ返戻セズ

第六條 會則第二十四條ニ依ル準會員ニ對スル會費ハ會長別  
 ニ之ヲ定ム

第七條 本規程ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八條 昭和十六年度四月末日ニ納付スベキ會費ハ五月末日  
 迄ニ納付スルモノトス



# 北海道産業報國會事務局 規程

- 第一條 事務局ニ總務、練成、事業ノ三部ヲ置ク
- 第二條 總務部ニ庶務、組織ノ二係ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル
- 庶務係
- 一 人事ニ關スル事項
  - 二 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項
  - 三 表紙ニ關スル事項
  - 四 綜合企畫ニ關スル事項
  - 五 各種資料ノ調査蒐集ニ關スル事項
  - 六 統計ニ關スル事項
  - 七 各種印刷物ノ發行ニ關スル事項
  - 八 豫算及決算ニ關スル事項
  - 九 會費ノ徵收ニ關スル事項
  - 一〇 財産ノ管理及處分ニ關スル事項
  - 一一 金錢物品ノ出納及保管ニ關スル事項
  - 一二 他ノ主管ニ屬セザル事項
- 組織係
- 一 産業報國會ノ組織及其ノ整備充實ニ關スル事項

〔北海勞〕

- 二 支部ノ指導統轄ニ關スル事項
  - 三 他ノ團體トノ連絡ニ關スル事項
- 第三條 練成部ニ訓練、青年ノ二係ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル
- 訓練係
- 一 指導者ノ養成ニ關スル事項
  - 二 産業報國道場ニ關スル事項
  - 三 懇談會ノ指導ニ關スル事項
  - 四 其ノ他教育訓練ニ關スル事項
- 青年係
- 一 産業青年ノ組織指導ニ關スル事項
  - 二 産業青年ノ集團訓練ニ關スル事項
  - 三 其ノ他産業青年ノ訓練ニ關スル事項
- 第四條 事業部ニ監理、厚生ノ二係ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル
- 監理係
- 一 勞務管理ノ指導ニ關スル事項
  - 二 賃金協定ノ指導ニ關スル事項
  - 三 産業婦人ノ指導ニ關スル事項
  - 四 技能向上能率増進ニ關スル事項
  - 五 發明考案ノ獎勵ニ關スル事項
  - 六 熱管理ニ關スル事項

〔北海勞〕

- 七 危害防止其ノ他安全運動ニ關スル事項
  - 八 勞働法令ノ普及徹底其ノ他勞務統制ヘノ協力ニ關スル事項
- 厚生係
- 一 保健施設ニ關スル事項
  - 二 體育運動ノ指導ニ關スル事項
  - 三 榮養ノ改善ニ關スル事項
  - 三 産業衛生ニ關スル事項
  - 五 勞務必需品ノ配給ニ關スル事項
  - 六 生活刷新ニ關スル事項
  - 七 貯蓄獎勵其ノ他戰時國策ヘノ協力ニ關スル事項
  - 八 勤勞文化ノ指導獎勵ニ關スル事項
  - 九 映畫ノ製作並巡回映畫班ニ關スル事項
  - 一〇 環境整備ニ關スル事項
  - 一一 其ノ他副利厚生ニ關スル事項
- 第五條 事務局ニ左ノ職員ヲ置ク
- 局長
- 次長
- 部長
- 主事

- 技師
- 主事補
- 技手
- 書記
- 第六條 局長ハ北海道産業報國會副會長タル北海道廳警察部長之ニ當リ北海道産業報國會々長(以下會長ト稱ス)ノ命ヲ承ケ局務ヲ總理シ職員ヲ指揮監督ス
- 次長ハ北海道産業報國會常任理事タル北海道廳勞政課長之ニ當リ局長ノ命ヲ承ケ局中各部ノ事務ヲ指揮監督ス
- 部長ハ上司ノ命ヲ承ケ部ノ事務ヲ統理ス
- 主事ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス
- 技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ分掌ス
- 主事補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ補助ス
- 第七條 部長、主事及技師ハ會長之ヲ任免ス
- 主事補、技手及書記ハ局長之ヲ任免ス
- 第八條 事務局ニ參與若干名ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス
- 參與ハ重要會務ノ企畫及活動ニ參畫ス
- 第九條 事務局ニ指導委員若干名ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス



第十一章 産業報國運動

指導委員へ局長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ述ブルノ外特定ノ事項ニ付其ノ命ヲ受ケ調査指導ニ當ル

第十條 業務ノ都合ニ依リ囑託ヲ置ケコトヲ得

第十一條 職員ノ給与ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定ム

第十二條 庶務、會計其ノ他事務處理上必要ナル規程ハ會長ノ決議ヲ受ケ局長之ヲ定ム

第十二章 賃金統制其他



# 第十二章 賃金統制其ノ他

〔北海勞〕

## ●賃金統制令

昭和十五年十月十九日  
勅令第六百七十五號

朕賃金統制令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 賃金統制令

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六條ノ規定ニ基ク賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ雇傭セラレ勞働ニ従事スル者又ハ他人ニ雇傭セラレ厚生大臣ノ指定スル勞働ニ従事スル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他礦物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業（電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業

第十二章 賃金統制其ノ他

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、渡止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八 物品ノ販賣又ハ保管ノ事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ雇傭スル者（以下雇傭主ト稱ス）ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

賃金ノ全部又ハ一部分ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第四條 命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之ヲ變更シタトキ亦同ジ

第五條 前條ノ雇傭主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラ



ズ

第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成

シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一條ノ規定

ニ基キテ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ)

ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本

令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又

ハ著シク不適當ト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ之ガ變更ヲ命

ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又

ハ賃金支拂方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ

處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一

定ノ勞務者ニ付最低賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最低賃金

ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一

定ノ勞務者ニ付最高初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ者ノ

額ヲ超過スル賃金ヲ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔北海勞〕

雇入ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金ノ額

ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ

一定ノ勞務者ニ付最高賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最高賃金

ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項ノ規定

ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額ニ失スト認

メラルルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇傭主ニ對シ命

令ヲ爲スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ定アル

勞務者ノ賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ命

令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又ハ地

方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘

ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ定ムル所

ニ依リ豫メ地方長官ノ認可ヲ受ケメシ

一 其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付第十五條ノ認可アリタルモノ

トヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依リ

認可ヲ取消スコトヲ得

一 詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナルト

キ

二 認可ノ條件ニ違反シタルトキ

三 認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ

第十九條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物給

與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ賃金統制上必

要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條 厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委

託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セラルル虞アル場合

ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主ニ對シ勞務者ニ對スル

物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ

得

第二十一條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長官

ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ賃金ノ協定ヲ爲シ地方長官

ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合若ハ團體

ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團

體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同シ)タル雇傭主ノ爲ス

〔北海勞〕

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條ノ

規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ雇

傭スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ

規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキモノ

四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ノ賃金ノ範圍、平均時間割賃金及就業時間ニ關シ必要

ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 雇傭主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ支

拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ總額ハ

其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乘ジテ得タル金額ヲ

超ユルコトヲ得ズ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ

付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ依ル

賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルコトヲ得但シ第九條第二項、

第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規程ニ

付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル勞

務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スニ

第十二章 賃金統制其ノ他



雇傭ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場  
合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得

- 一 最低賃金
- 二 最高初給賃金
- 三 最高賃金
- 四 定額賃金制ニ於ケル定額給
- 五 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給
- 六 請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
- 七 手當
- 八 實物給與
- 九 昇給規程
- 十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十三條 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高  
初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタル  
トキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第九條第二項、第十  
條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ  
賃金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項  
ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項

〔北海勞〕

ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル  
認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十四條 賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體  
ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セントスルト  
キハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制  
上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加  
ハラザル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ組合員  
若ハ團體員ニ非ザル雇傭主ニ對シ協定ニ從フベキコトヲ命  
ズルコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ  
賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定  
ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ  
取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定  
ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規  
定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七條 地方長官ハ雇傭主又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ  
指定セラレタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十

〔北海勞〕

二條各號ニ掲グル事項ニ關シ賃金ノ協定ヲ爲スコトヲ促ス  
コトヲ得

雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定  
ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ協定ニ付認可ヲ得ザリ  
シトキハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベ  
キ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規  
定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給スル勞務者ノ賃  
金ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外賃金統制上必要ナル命令ヲ  
發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於  
テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル  
所ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ  
他ノ場所ニ備置クベシ

第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル  
爲賃金委員會ヲ置ク

賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一  
條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏

第十二章 賃金統制其ノ他

ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置シ帳簿書  
類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ  
於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルト  
キハ其ノ制限ニ依リ適用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十三條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ鑛夫（砂鑛  
業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ）ニ關スルモ  
ノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官トアル  
ハ賃金ノ協定ノ效力ガ二以上ノ道府縣（内地ニ於テ鑛夫ニ  
關スルモノニ付テハ二以上ノ鑛山監督局ノ管轄區域）ニ及  
ブ場合ハ厚生大臣トス

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總  
督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、  
南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮  
ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ  
在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ  
道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ



第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附則

第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十八條 本令施行ノ際現ニ存スル從前ノ規定ニ依リ定ムル未經驗労働者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ト看做ス

第四十條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル労働者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

〔北海勞〕

第四十一條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依リ定ムルシテ労働者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十四條ノ規定ニ依リ制限ヲ受ケベキ労働者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨グズ第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ第一項本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間割賃金、第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタル時

〔北海勞〕

一 食(男) 十錢

女) 八錢

四 住宅ノ給與

一月(一屋ニ付) 三十錢

一日(一屋ニ付) 一錢

〔參照〕

昭和十四年三月三十一日  
勅令第百二十八號

賃金統制令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

賃金統制令

第一條 國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク労働者ノ賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス  
一 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノ

二 職業法ノ適用ヲ受クル事業  
三 其ノ他厚生大臣ノ指定スル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ労働者ガ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル給與其ノ他ノ利益ヲ謂フ  
賃金ノ範圍及評價ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十四條 本令施行ノ際第十九條ノ規定ニ依リ發スル命令ニ關シテハ同條中賃金委員會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

昭和十五年十月十九日  
厚生省告示第百二十三號

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキ其ノ評價額左ノ通定メ

- 一 白米 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割
- 二 精麥 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割
- 三 食事ノ給與  
一日(三食) 一男 二十五錢  
一 女 二十錢



第四節 常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ハ賃金規則ヲ作成シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

賃金規則ニ定ムベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
地方長官不適當ト認ムルトキハ賃金規則ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五節 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ未經労働者ノ初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

事業主未經労働者ヲ雇入レタルトキハ命令ヲ以テ定ムル期間前項ノ規定ニ依リ初給賃金ニ準據シ賃金ヲ支拂フベシ但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六節 前條ノ場合ノ外地方長官労働者ニ支拂ハレタル賃金ノ額又ハ其ノ支給方法著シク不適當ト認ムルトキハ事業主ニ對シ將來ニ向ツテ之ヲ變更スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七節 第二條第三號ノ規定ニ依リ事業ノ指定、第五條第一項ノ規定ニ依リ初給賃金ノ決定並ニ第四條第三項及前條ノ規定ニ依リ命令ハ賃金委員會ニ諮問シテ之ヲ爲ス

賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム  
第八節 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ賃金

〔北海道〕

ノ統制ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第九節 本令ハ國又ハ道府縣ノ事業ニハ之ヲ適用セズ

第十節 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十一節 本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場、樺太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ鑛業法トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮鑛業令、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則、南洋群島ニ在リテハ南洋群島鑛業令トス

本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋總長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ臺灣總督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋

〔北海道〕

### 賃金統制令施行規則

昭和十五年十月十九日  
厚生省令第四十六號

昭和十四年四月厚生省令第五號賃金統制令施行規則左ノ通改正ス

#### 賃金統制令施行規則

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ令第二條各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ労働者ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル労働
- 二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル労働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル労働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル労働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、検査、修繕其ノ他之ニ類スル労働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ労働

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ労働者トラザルモノトス

- 一 料理店業又ハ飲食店業ニ従事スル者
- 二 主トシテ家事ニ従事スル者

廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方長官トス

#### 附則

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 賃金統制令第二條第一號ノ事業指定

昭和十五年七月八日  
厚生省令第二十五號

賃金統制令第二條第一號ノ事業ヲ左ノ通指定シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十四年四月厚生省令第六十二號ハ本告示施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

- 一 金屬工業
- 二 機械器具工業
- 三 化學工業
- 四 ガス業及電氣業
- 五 窯業及土石工業
- 六 紡織工業
- 七 製材及木製品工業
- 八 食料品工業
- 九 印刷業及製本業
- 十 其ノ他ノ工業



三 雇傭主ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ）ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者  
 前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ  
 第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トス  
 第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ勞務者ニ周知セシムベシ但レ賃金規則中勞務者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係勞務者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル  
 前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額

〔北海道〕

五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法  
 六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率並ニ給與條件  
 七 白米、精麥、食米又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件  
 八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法  
 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲ニ控除スルトキハ其ノ定メ要旨  
 前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得  
 第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ  
 作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル  
 同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ之

〔北海道〕

二 賃物給與但シ白米、精麥、食米及住居ノ給與ヲ除ク

三 賃與

四 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ未經験勞務者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ勞務者ニ付テハ一年トス

第十一條 前條ノ未經験勞務者トハ工場又ハ礦山ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當セザル勞務者ヲ謂フ

- 一 從事シツツアル勞務者又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上從事シタル經驗アル者
- 二 工場又ハ礦山ニ於テ六月以上勞働ニ從事シタル經驗アル者
- 三 工業又ハ礦業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者
- 四 工業又ハ礦業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者
- 五 前號ニ掲グルモノノ外尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ

ヲ省略スルコトヲ得

前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第二號ニ依ルベシ

第七條 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本令ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依リ賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、事業場所ノ名稱及所在地並ニ常時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ合マザルモノトス

- 一 早出、残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増



第十二章 賃金統制其ノ他

之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

第十二條 最高賃金ハ日日雇入ルル勞務者又ハ厚生大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

第十三條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二分ヲ超エザル精勤手當
- 二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 四 賞與
- 五 臨時ノ給與

第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ
- 二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ爲ストキ
- 三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇備スルトキ

〔北海道〕

スルトキ

雇主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇備シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依ル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇備スルトキハ之ヲ適用セズ

- 一 作業ノ性質上必要アルトキ
  - 二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ
  - 三 其ノ他特別ノ事由アルトキ
- 雇主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇備シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ
- 第一項第一號及第三號ノ事由ニ因リ許可ノ申請書ハ様式第

〔北海道〕

五號、第一項第二號ノ事由ニ因リ許可ノ申請書ハ様式第六號ニ依ルベシ

第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)

第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)

第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)

第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月間)

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上雇備スル雇主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第十二章 賃金統制其ノ他

前項ノ認可ノ申請書ハ様式第七號ニ依ルベシ  
當該工場、事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金ノ賃額ガ時期ニ依リ著シク異ルトキハ前項ノ申請ニハ申請前一年(一年ノ賃額ナキトキハ其ノ賃額アル期間)ノ賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金總額(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添付スベシ

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス  
一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、経験年數等ニ因リ必要アルトキ  
二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ  
三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ  
四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失敗ノ期限ヲ附スルモノトス  
雇主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乗シテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコト



ヲ得ザルモノトス

前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十二條 令第十四條第一項ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

- 一 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ
- 二 日日雇入ルモノ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ合マザルモノトス

- 一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 二 賞與
- 三 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

前項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

〔北海勞〕

賃給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ其ノ雇備スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントストキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受ケル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エズ又ハ當該工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ標準報酬日額ノ平均金額ノ四十日分ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ其ノ雇備スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同シクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントストキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受ケル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳

第十二章 賃金統制其ノ他

五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其ノ申請ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ其ノ雇備スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對シ賃金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給セントストキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十一號ニ依リ其ノ申請ニハ手當ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ令第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇備スル勞務者ニ實物ヲ給與セントストキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十二號ニ依リ其ノ申請ニハ實

〔北海勞〕

〔北海勞〕

(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ勞務者ニ對シ厚生大臣ノ定ムル價格ヲ下ル代價ヲ以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントストキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントストキ亦同シ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當並ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇備主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 協定ノ内容
- 三 協定ノ行ハルル區域
- 四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十二條 雇備主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザルコトヲ得



トキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要領ヲ具シテ四日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容
- 三 廢止又ハ變更セントスル協定ノ行ハルル區域
- 四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同シ)タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十八

ニ達シタルトキハ其ノ十八ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

〔北海勞〕

〔北海勞〕

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票及總括票トシ其ノ様式ハ常時三十八以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

〔北海勞〕

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル發票ハ様式第二十號ニ依ル

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノトス申請事項ニ關スル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同シ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第十二章 賃金統制其ノ他

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スル申請書ハ賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第四十四條 本令ノ規定ニ依ル申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人ヲ定メタルトキハ地方長官ニ届出ツベシ其ノ代理權ヲ解除シタルトキ亦同シ

第四十五條 本令中地方長官トアルハ鑛夫(砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム)ニ付テハ鑛山監督局長トス

附則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第四條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ六十日トス

第四十八條 令施行ノ際現ニ從前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ第十四條第一項第三號又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス  
第四十九條 令施行ノ際現ニ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依リ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依リ定ニ依ラザルコトニ付許可ヲ受ケタル雇傭主ハ第十五條第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス



第五十條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ手當ヲ令施行ノ際現ニ支給シタル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十一條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ貨物給與ヲ令施行ノ際現ニ給與シタル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ給與ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十二條 令施行ノ際現ニ勞務者ニ對シ白米、精麥又ハ食料ノ販賣ヲ爲シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲シタル雇傭主ニシテ第三十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ販賣又ハ委託ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十三條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所、其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第三十五條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ九十日トス

第五十四條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條ノ規定又ハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ニ依リ作成シタル賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第五十五條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條及第八條ノ規定ハ令施行ノ日ヨリ九十日間仍其ノ效力ヲ有ス但シ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ第三十八條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲ストキハ其ノ雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ賃金ノ總額ニ付令第十四條ノ規定ニ依リ制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項但書ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ令第十四條ノ平均時間割賃金定マリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十七條 賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前條ノ期間仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ滿タザル雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シタルトキハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ

〔北海勞〕

〔北海勞〕

ズ其ノ作成ノ日ヨリ其ノ雇傭主ニ付其ノ效力ヲ失フ但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル則則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十八條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ノ定マリタル事業ヲ管ム雇傭主ノ其ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ガ常時三十人ニ滿タザル場合ニ於テ雇傭主ノ之ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ

様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐 横三六、四釐トス) 勞務者適用除外承認申請書

總額ガ平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乗ジテ得タル額ノ合計額ヲ超エザルトキハ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ノ賃金ニ關シテハ之ヲ適用セズ

事業ノ種類	従業場所ノ名稱		所在地	勞務者ノ從事スル業務			待遇上他ノ勞務者ト異ル事項	常時雇傭スル勞務者												
	男	女		計	男	女		計	男	女	計									
												業務上他ノ勞務者ト異ル事項								



第十二章 賃金統制其ノ他

1010

其ノ他参考ト爲ルベキ事項			
--------------	--	--	--

昭和 年 月 日

住所

(雇主) 氏

名

(地方長官)殿

記載注意

- 一、事業ノ種類ハ工業ニ在リテハ工業分類(小分類)ニ依ル事業ノ名稱ヲ、其ノ他ノ事業ニ在リテハ成ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生産品名ヲ記載スルコト
- 二、勞務者ノ従事スル業務ハ其ノ勞務者ノ従事スル業務ノ内容ヲ知悉スルニ足ル名稱(職種)ヲ記載スルコト

様式第二號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス) 横三六、四釐トス)  
賃金規則記載省略許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱		所在地	常時雇 勞務者 數							
	計	女		男	計	女	男				

〔北海勞〕

〔北海勞〕

作業又ハ製品ノ種類	請負單價、請負時間又ハ請負歩合	省略ノ理由	關係勞務者數		
			男	女	計
其ノ他参考ト爲ルベキ事項					

昭和 年 月 日

住所

(雇主) 氏

名

(地方長官)殿

記載注意

- 一、請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニシテ本様式ニ記入スルコト困難ナルモノハ別紙ニ記載シ添附ノ上本欄ニ別紙添附ノ旨記入スルコト

様式第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス) 横三六、四釐トス)  
精神身體障礙ニ因ル最低賃金除外報告書

第十二章 賃金統制其ノ他

1011











昭和	年	月	日	住所	(雇傭主) 氏	名

(地方長官)殿

様式第七號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦三五、七、七、横三六、四、四、トス)  
貸金總額制限超過認可申請書

男	別女男	事業ノ種類	從業場所ノ名稱		常時雇傭者ノ數		計	女	男
			所在地	從業場所ノ名稱	常時雇傭者	勞務者			
三十歳未満	二十歳未満	年齢区分	公定平均時 間割賃金	認可ヲ得 トスル一 時間平均賃金	最近ノ賃金 總額計 平均一 時間	最近ノ賃金 總額計 平均一 時間	同上 平均 年齢者	同上 平均 年齢者	同上 平均 年齢者
			錢厘毛	錢厘毛	錢厘毛	錢厘毛	年月	年月	年月

[北海勞]

[北海勞]

女	認可ヲ受 ケント スル期間	其ノ他参考 ト爲 ルベキ事項	至昭和	自昭和	年	年	月	月	日	日

(地方長官)殿

様式第八號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦三五、七、七、横三六、四、四、トス)  
單位生産量ニ對スル貸金額認可申請書

第十二章 貸金統制其ノ他

住所 (雇傭主) 氏 名







其ノ他参考ト爲ルベキ事項

昭和 年 月 日

住所

(雇主) 氏

名

(地方長官)殿

記載注意

- 一、算定方法ハ請負單價(請負歩合)ヲ用ヒ實際ニ賃金ノ算定ヲ爲スベキ算式又ハ方法ヲ記載スルコト
- 二、算定ノ基礎ハ請負單價(請負歩合)及算定方法ヲ決定シタル根據ヲ記載スルコト

様式第十號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス 横三六、四釐トス)

初給賃金及昇給規程認可申請書

初	年齢職業學歷又ハ經驗年數ノ別	事業ノ種類		從業場所ノ名稱	所在地	常時雇傭スル勞務者數	一日所定就業時間數	計	男	女
		男	賃							

〔北海勞〕

昇給規程ノ内容	昇給時期	昇給ニ必要ナル期間	最高標準最低		昇給ニ必要ナル條件	備考
			錢	錢		
男女年齢職業又ハ賃金階級ノ別						
昇給時期						
昇給ニ必要ナル期間						
最高標準最低						
昇給ニ必要ナル條件						
備考						

〔北海勞〕

認可後一月間ニ於ケル賃金支拂總額ノ見込額

認可後一月間ニ於ケル總平均時割賃金ノ見込額

備考

圓 錢 厘 毛



第十二章 貸金統制其ノ他

10111

其ノ他参考ト爲ルベキ事項

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主) 氏

名

(地方長官)殿  
記載注意

一、本様式ニ記入シ得ザル事項ハ別紙ニ記載シ添付スルコト  
様式第十一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス) 横三六、四釐トス)  
不就業手當支給許可申請書

支給セントスル手當ノ名稱	額又ハ率	支給條件	支給ノ理由	一年間ノ支給見込金額	一年間ノ支給見込人員	常時雇スル者		
						計	女	男

〔北海勞〕

第十二章 貸金統制其ノ他

10111

其ノ他参考ト爲ルベキ事項

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主) 氏

名

(地方長官)殿  
記載注意

一、本様式ニ記入シ得ザル事項ハ別紙ニ記載シ添付スルコト  
様式第十一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス) 横三六、四釐トス)  
不就業手當支給許可申請書

其ノ他参考ト爲ルベキ事項					

〔北海勞〕

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主) 氏

名

(地方長官)殿

様式第十二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス) 横三六、四釐トス)  
實物給與許可申請書

實物ノ種類	給與單位	評價額	給與時期	給與條件	一年間ノ給與勞務者數	常時雇スル者		
						計	女	男

第十二章 貸金統制其ノ他

10111



第十二章 賃金統制其ノ他

1014

昭和 年 月 日	其ノ他参考ト爲ルベキ事項								
----------	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--

住所

(雇傭主) 氏

名

(地方長官)殿

様式第十三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス) 横三六、四釐トス) 賃與許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱		賞與ノ總額	支給勞務者數	常時雇勞務者數			一人平均賞與額
	所在地				計	女	男	
許可ヲ受ケ支給セんとスル賞與	支給ノ時期	賞與ノ總額	支給勞務者數	一人平均賞與額				
本年ニ於テ既ニ支給								

[北海勞]

錢

[北海勞]

セル賞與	前年中ニ支給セル賞與	與	平均標準報酬日額ノ四十日分	支給セントスル賞與總額ノ算出基礎	支給セントスル理由	其ノ他参考ト爲ルベキ事項
			本年			
			前年			
			前年			

住所

(雇傭主) 氏

名

(地方長官)殿

様式第十四號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス) 横三六、四釐トス) 第十二章 賃金統制其ノ他

1015



第十二章 貨金統制其ノ他

臨時給與許可申請書

1016

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		支給時期	臨時給與總額	支給勞務者數	一人平均給與額
	所在地	從業場所ノ名稱				
許可ヲ受ケ支給セン トスル臨時給與 本年ニ於テ既ニ支給 セル臨時給與 其ノ他參考ト爲ルベ キ事項						

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主)

氏

名

(地方長官)殿

様式第十五號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス) 横三六、四釐トス)  
白米精麥食事販賣許可申請書

[北海勞]

[北海勞]

事業ノ種類	品目	單位	價販賣條件	販賣ヲ受ケル勞務者數		一年間ノ販賣見込數量
				男	女	
販賣ノ委託ヲ爲サ ントスルトキハ其 ノ委託ヲ受ケル者 ノ住所及氏名 其ノ他參考ト爲ル ベキ事項						

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主)

氏

名

1017

第十二章 貨金統制其ノ他







(2) 欄外ニ記載者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設ケルコトヲ得ルコト  
 (3) 賃労働時間数、早出、残業、深夜就業時間数及該賃ナキ事項ニ關スル欄ハ何レモ削除スルコトヲ得ルコト  
 記載注意

- (1) 期間ノ區分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
  - (2) 前號ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ガザルコト
  - (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
  - (4) 就業時間數欄ニハ休憩時間ヲ含ム總就業時間數ヲ記入スルコト
  - (5) 時給、日給又ハ月給欄及請負利益金又ハ加給金額ハ之ヲ一欄トシ其ノ合計ノ額ヲ記入スルコトヲ得ルコト
  - (6) 早出、残業歩増欄、深夜業歩増欄及休日就業歩増欄ニハ早出、残業、深夜就業又ハ休日就業ニ對スル時間割賃金ヲ除キタル割増額ヲ記入スルコト
  - (7) 手當欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、物價手當、役付手當、年功加給、作業手當等手當ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
  - (8) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内課欄ヲ設ケ控除金内課ニ付記入スルコトヲ得ルコト
  - (9) 差引支拂額欄ニハ支拂賃金計(1)ヨリ控除金總額ヲ減ジタル額ヲ記入スルコト
- ⑩ 白米、精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米、精麥、食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

様式第十七號(用紙ノ大サハ日本標準規格 B<sub>4</sub> 縦三五、七釐トス)  
 横三六、四釐トス)  
 賃 金 臺 帳 (總括票)  
 [片集帳]

[片集帳]

事業ノ種類	事業場名
-------	------

昭和	年	月	日
----	---	---	---

労働者日数	男				女				總計
	二十歳未満	三十歳未満	三十歳以上	小計	二十歳未満	三十歳未満	三十歳以上	小計	
總就業時間數									
平均時間割賃金									
平均時間割賃金ニ總就業時間數ヲ乘ジタル額									
支拂賃金計(1)									
實物給與換算額(2)									
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)									
賞與及臨時ノ給與(3)									
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計									







控除金額									
差引支拂額									
賃物給與									
白米、精麥給與									
食亦給與									
住居給與									
支拂賃金計(1)及賃物給與換算額(2)合計									
賃與及臨時ノ給與(3)									
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計									

備考

- (1) 控除ノ欄數ハ雇主ニ於テ適宜定ムルヲ得ルコト
  - (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
  - (3) 該當ナキ事項ニ關スル欄ハ即除スルコトヲ得ルコト
- 記載注意
- (1) 期間ノ区分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
  - (2) 前號ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨グザルコト
  - (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト

[早業款]

- (4) 時給、日給又ハ月給及請負利益金又ハ加給金額ニハ内課額ヲ設ケ請負利益金又ハ加給金ヲ記入スルコトヲ得ルコト
- (5) 手當(歩合ヲ含ム)欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、物價手當、作業手當等ノ外早出残業又ハ深夜就業等ニ對スル割増額ヲ其ノ種類毎ニ種別ノ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
- (6) 控除金額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内課額ヲ設ケ控除金内課ニ付記入スルコトヲ得ルコト
- (7) 白米、精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米、精麥、食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

[早業款]

様式第十九號(用紙ノ大サハ日本標準規格 B4 縦三五、七種トス)

賃金差假 (總括票)

事業ノ種類	昭和 年 月 分		事業場名	計
	男	女		
勞務者數				
總就業日數				
支拂賃金計(1)及賃物給與換算額(2)合計(4)				

第十期 賃金報告書



貸與及臨時ノ給與(3)			
支拂貸金總計(1)(2)(3)ノ合計)			
一 日平均貸金 (4)ヲ總就業日數ヲ以テ 除ソケル商			

貨物給與 (白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名	稱	數	量	支給	勞務者數

備考

本臺帳ハ一月毎(貸金締切日)ノ定ル場合ハ其ノ月ノ最終ノ貸金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト  
記載注意

- (1)勞務者數欄ニハ記載シベキ期間内ニ於テ貸金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2)總就業日數欄ニハ貸金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3)支拂貸金計(1)及貨物給與換算額(2)合計欄ニハ貸金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂貸金計(1)及貨物給與換算額(2)合計ノ合計額ヲ記入スルコト
- (4)貸與及臨時ノ給與(3)欄ニハ貸金臺帳(個人票)ニ記入セル貸與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

〔半葉終〕

〔半葉終〕

様式第二十號 (用紙ノ大サハ日本標準規格A7ト  
シ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)  
(表 面)

貸金統制ニ關スル臨檢票
-------------



(裏面)

第 號

昭和 年 月 日交付

官

厚生省又ハ  
廳府縣印  
職 氏

名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨メ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

貨金統制令第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ貨金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムルコトヲ得

貨金統制令施行規則第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

〔北海道〕

### ●貨金委員會官制

昭和十四年三月三十一日  
勅令第百二十九號

〔北海道〕

第一條 貨金委員會ハ中央貨金委員會、道府縣貨金委員會及  
嶺山貨金委員會トス

中央貨金委員會ハ厚生大臣、道府縣貨金委員會ハ地方長官  
(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)嶺山貨金委員會  
ハ嶺山監督局長ノ監督ニ屬ス

中央貨金委員會、道府縣貨金委員會及嶺山貨金委員會ハ各  
厚生大臣、地方長官及嶺山監督局長ノ諮問ニ應シ貨金統制  
令施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ外各關係行政廳ノ諮問ニ應シ勞動者ノ貨金  
ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス  
委員會ハ勞動者ノ貨金ニ關スル重要事項ニ付關係行政廳ニ  
建議スルコトヲ得

第二條 中央貨金委員會ハ厚生省ニ之ヲ置ク  
道府縣貨金委員會ハ道府縣毎ニ、嶺山貨金委員會ハ嶺山監  
督局管轄區域毎ニ之ヲ置キ各道府縣又ハ嶺山監督局所在地  
ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二章 貨金統制其ノ他

第四條 中央貨金委員會ノ會長ハ厚生大臣、道府縣貨金委員  
會ノ會長ハ地方長官、嶺山貨金委員會ノ會長ハ嶺山監督局  
長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 中央貨金委員會ノ委員ハ三十人以内トシ道府縣貨金  
委員會及嶺山貨金委員會ノ委員ハ各十五人以内トス

前項委員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者  
ノ中ヨリ中央貨金委員會ニ在リテハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ  
内閣ニ於テ之ヲ命シ道府縣貨金委員會ニ在リテハ地方長官  
嶺山貨金委員會ニ在リテハ嶺山監督局長之ヲ命ス

第七條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央貨金委員會ニ在リテハ厚生大臣ノ  
指名スル委員、道府縣貨金委員會ニ在リテハ地方長官ノ指  
名スル委員、嶺山貨金委員會ニ在リテハ嶺山監督局長ノ指  
名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ中央貨金委員會ニ在リテ  
ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ道府縣貨金委  
員會ニ在リテハ地方長官、嶺山貨金委員會ニ在リテハ嶺山  
監督局長之ヲ命ス  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス



第十二章 貸金統制其ノ他

第九條 委員會ニ書記ヲ置ク書記ハ中央貸金委員會ニ在リテハ厚生大臣、道府縣貸金委員會ニ在リテハ地方長官、鐵山貸金委員會ニ在リテハ鐵山監督局長ヲ命ス

第十條 委員會ニ專門委員ヲ置クコトヲ得  
專門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ中央貸金委員會ニ在リテハ厚生大臣ノ奏請ニ因リ内閣ニ於テ之ヲ命シ道府縣貸金委員會ニ在リテハ地方長官、鐵山貸金委員會ニ在リテハ鐵山監督局長之ヲ命ス  
專門委員ハ會長ノ命ヲ承ケ労働者ノ貸金ニ關スル專門ノ事項ヲ調査ス

附 則

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

貸金統制法施行令

〔北海道〕

第十三章 商店法



# 第十三章 商店法

〔北海券〕

## ●商店法

昭和十三年三月二十六日  
法律第二十八號

**第一條** 本法ハ市及主務ノ指定スル町村(町村ニ準スヘキモノヲ含ム)ニ於テ物品販賣業又ハ理容業ヲ營ム店舗ニ之ヲ適用ス

前項ノ物品販賣業又ハ理容業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第二條** 店主ハ本法ニ定ムル閉店時刻以後顧客ニ對シ前條ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス但シ閉店時刻前ヨリ引續キ店舗ニ在ル顧客ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

店主ハ閉店時刻以後ト雖モ負傷、疾病、災害其ノ他緊急ノ事由ヲ揭示セル顧客ニ對シ其ノ必要ニ應スル物品ヲ販賣スルコトヲ得

**第三條** 閉店時刻ハ午後十時トス

行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地域ヲ限リ前項ノ時刻ヲ午後十一時迄繰延フルコトヲ得

**第四條** 業務ノ繁忙ナル時期ニ付行政官廳必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ一年ヲ通シ六十日以内前二條ノ規定ヲ適用セス又ハ前條ノ時刻ヲ繰延フルコトヲ得

## 第十三章 商店法

前項ノ外行政官廳臨時必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ前二條ノ規定ヲ適用セス又ハ前條ノ時刻ヲ繰延フルコトヲ得

**第五條** 店主ハ使用人ニ毎月少クトモ一回ノ休日ヲ與フヘシ

**第六條** 左ニ掲グル店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ第二條及第三條ノ規定ハ之ヲ適用セス

一 興行場、觀覽場、遊技場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

二 展覽會場、共進會場、博覽會場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

三 停車場又ハ船舶發着所ニ於ケル店舗

四 其ノ他主務大臣ノ指定スル場所ニ於ケル店舗

前項第二號ノ店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セス

**第七條** 常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

前項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者又ハ女子ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於



テ之ニ與フヘシ

業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ一年ヲ通シ六十日以内第一項ノ就業時間ヲ延長シルコトヲ得

前項ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ第一項就業時間ヲ延長スルコトヲ得

第八條 前條第一項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ與フヘシ

業務ノ繁忙ナル時期其ノ他臨時必要アル場合ニ於テ店主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ休日ヲ一回ト爲スコトヲ得

第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ店舗又ハ其ノ附屬建設ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命スルコトヲ得

第十條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ期間又ハ地域ヲ限リ本法ノ全部又ハ一部ヲ適用セザルコトヲ得

第十一條 行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢セシムルコトヲ得但シ使用人以外ノ者ノ居室ハ此ノ限ニ在ラス

〔北海勞〕

當該官吏前項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ハ其ノ證券ヲ携帯スヘシ

第十二條 店主ハ店舗ノ管理ニ付一切ノ權限ヲ有スル店舗管理入ヲ舉任スルコトヲ得

店主本令施行地内ニ居住セザルトキハ店舗管理入ヲ舉任スルコトヲ要ス

店舗管理入ノ舉任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス但シ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ舉任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 前條ノ店舗管理入ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ店主ニ代ルモノトス

店主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ店舗管理入ナルトキハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第十四條 店主又ハ前條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者第二條第一項、第五條、第七條第一項第二項又ハ第八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳

〔北海勞〕

●商店法施行令

昭和十三年十月三十一日  
勅令第六百十九號

第一條 商店法第一條第一項ノ物品販賣業ハ物品ノ小販業及卸販業トシ料理店業及飲食店業ヲ含マサルモノトス

同法同條同項ノ理容業ハ結髮業及美容術業トス

第二條 國ノ直營スル店舗ニ關シテハ所轄官廳ハ商店法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附則

本令ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ商店法第三條及第六條ノ規定(同法第十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔北海勞〕

述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十六條 店主又ハ第十三條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十七條 本法及本法ニ基キテ發スル命令ハ營利ヲ目的トセサル物品販賣又ハ理容ノ事業ヲ爲ス店舗ニ之ヲ準用ス但シ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ店舗管理入ニ關スル規定及罰則ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 本法ハ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關内ニ於ケル店舗及露店ニ之ヲ適用セス

行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ付終業スヘキ時刻ヲ定ムルコトヲ得

附則

本令施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十三年勅令第六百八十號ヲ以テ昭和十三年十月一日ヨリ施行但シ同法第三條及第六條ノ規定(同法第十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十三年九月一日ヨリ施行)

●商店法施行規則

昭和十三年八月三十一日  
厚生省令第二十五號



第一條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)必要アリト認ムルトキハ夜間特ニ股販ナル地域ニシテ商店法第三條第一項ノ閉店時刻ニ據リ難キモノニ付當該地域ニ關係アル商工會議所又ハ之ニ代ルヘキ團體ノ意見ヲ聞キ地域ヲ限リ閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ期間又ハ營業ノ種類ヲ限ルコトヲ得

第二條 商店法第六條ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

- 一 店舗ノ名稱及所在ノ場所
- 二 店主ノ氏名及住所(法人タル店主ニ在リテハ其ノ名稱主タル事務所ノ所在地代表者ノ氏名以下之ニ同シ)
- 三 營業ノ種類(物品販賣業ニ在リテハ販賣スル物品ノ種類ヲ附記スルコト以下之ニ同シ)
- 四 閉店時刻又ハ休日ニ關スル規定ヲ適用セサルコトヲ必要トスル事由

第三條 店主常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ十日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ニ付亦同シ

〔北海道〕

- 一 店舗ノ名稱及所在地
- 二 店主ノ氏名及住所
- 三 營業ノ種類
- 四 常時使用スル使用人ノ員數並ニ十六歳未満ノ者及女子ノ員數
- 五 十六歳未満ノ者女子ノ就業時間、休憩時間及休日ニ關スル事項

第四條 常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗商店法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ又ハ常時使用スル使用人五十人未滿トナリタルトキハ店主ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第五條 商店法第七條第三項及第四項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

- 一 店舗ノ名稱及所在地
- 二 店主ノ氏名及住所
- 三 營業ノ種類
- 四 就業時間ノ延長ヲ必要トスル事由
- 五 延長セントスル就業時間及其ノ期間

第六條 商店法第八條第二項ノ許可ノ申請ハ前條第一號乃至第三號ニ掲グル事項ノ外休日ヲ一回ト爲スコトヲ必要トス

〔北海道〕

ル事由ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第七條 常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ於テ立續ケ就業スル女子アルトキハ店主ハ少クとも三人ニ付一箇ノ腰掛又ハ椅子ヲ備付クヘシ

第八條 前條ノ外地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ店舗又ハ其ノ附屬建築物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命スルコトヲ得

第九條 前店法第十一條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十條 商店法第十二條第三項ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

- 一 店舗ノ名稱及所在地
- 二 店主ノ氏名及住所
- 三 營業ノ種類
- 四 常時使用スル使用人ノ員數
- 五 店舗管理人ノ氏名及住所

前項ノ申請ニハ店舗管理人ノ履歷書ヲ添附スヘシ

第十一條 店主ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 店主商店法第十二條第三項但書ノ規定ニ依リ店舗管理人ヲ選任シタルトキ
- 二 店舗管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第七條ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサル者

附則

本令ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ商店法第三條及第六條ノ規定(同法第十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

商店法施行ノ際現ニ常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ本令第三條各號ニ掲グル事項ヲ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ



(別記様式)

第 號 昭和 年 月 日交付

厚生省又ハ
官職
府縣印
氏 名

商店法第十一條 行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗又ハ其ノ附屬建築物ニ臨檢セシムルコトヲ得但シ使用人以外ノ者ノ居室ハ此ノ限ニ在ラス

當該官吏前項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

商店法第十五條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

縦八センチメートル、横十センチメートル中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲シ表面ニ「店舗臨檢票」ト記ス

●商店法第一條第一項ノ規定ニ依ル指定

昭和十三年十月一日  
厚生省告示第百三十三號

商店法第一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

- 北海道札幌郡圓山町
- 山形縣飽海郡西覚瀨村
- 栃木縣足利郡山邊町
- 岐阜縣稻葉郡加納町
- 福岡縣糟屋郡箱崎町
- 宮崎縣宮崎郡赤江町
- 沖繩縣島尻郡眞和村

●商店法第四條第一項ノ規定ニ關スル廳令

昭和十三年九月三十日  
北海道廳令第六十八號

商店法第四條第一項ノ規定ニ依リ左記期間並ニ地域ニ付閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延ヘ又ハ同法第二條及第三條ノ規定ヲ

〔北海道〕

〔北海道〕

十二月二十日ヨリ十二月二十八日迄 同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セサル  
期間並ニ地域

十二月二十九日十二月三十一日迄 全市一圓

三 函 館 市  
閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延フル期間並ニ地域

期 間 同 地 域

五月九日ヨリ五月二十日迄 全市一圓

六月十六日ヨリ六月十七日迄 同

六月三十日ヨリ七月三日迄 同

七月十二日ヨリ七月二十八日迄 同

八月十四日ヨリ八月十七日迄 同

九月一日ヨリ九月六日迄 同

九月十四日ヨリ九月十六日迄 同

十二月十一日ヨリ十二月二十八日迄 同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セサル  
期間並ニ地域

十二月二十九日ヨリ十二月三十一日迄 全市一圓

適用セス

本令ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年九月三十日

北海道廳長官 石 黒 英 彦

一 札幌市及圓山町

閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延フル期間並ニ地域

期 間 同 地 域

六月十四日ヨリ六月十六日迄 全市及圓山町一圓

六月二十七日ヨリ八月十五日迄 同

十二月二十五日ヨリ十二月二十八日迄 同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セサル  
期間並ニ地域

十二月二十九日ヨリ十二月三十一日迄 全市及圓山町一圓

二 小 樽 市

閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延フル期間並ニ地域

期 間 同 地 域

五月十四日ヨリ五月十六日迄 全市一圓

六月十四日ヨリ六月二十一日迄 同

七月十一日ヨリ八月十六日迄 同

第十三章 商店法



第十三章 商店法

四 室蘭市

閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延フル期間並ニ地域

期 間 地 域

一月二日ヨリ一月五日迄

全 市 一 圓

五月五日ヨリ五月七日迄

同 同

六月十三日ヨリ六月十八日迄

同 同

七月一日ヨリ七月十五日迄

同 同

八月十日ヨリ八月十六日迄

同 同

九月十五日ヨリ九月十七日迄

同 同

十二月十日ヨリ十二月二十八日迄

同 同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セサル

期間並ニ地域

期 間 地 域

十二月二十九日ヨリ十二月三十一日迄

全 市 一 圓

五 旭川市

閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延フル期間並ニ地域

期 間 地 域

三月二十六日ヨリ三月三十一日迄

全 市 一 圓

五月二十五日ヨリ五月三十一日迄

同 同

六月一日ヨリ六月五日迄

同 同

七月十日ヨリ七月二十三日迄

同 同

八月六日ヨリ八月十七日迄

同 同

十二月十七日ヨリ十二月二十八日迄

同 同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セサル

期間並ニ地域

期 間 地 域

十二月二十九日ヨリ十二月三十一日迄

全 市 一 圓

六 釧路市

閉店時刻十一時迄繰延フル期間並ニ地域

期 間 地 域

六月八日ヨリ六月二十二日迄

全 市 一 圓

七月十一日ヨリ七月二十日迄

同 同

八月六日ヨリ八月二十五日迄

同 同

九月十六日ヨリ九月十八日迄

同 同

十二月二十日ヨリ十二月二十八日迄

同 同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セサル

期間並ニ地域

期 間 地 域

十二月二十九日ヨリ十二月三十一日迄

全 市 一 圓

七 帯廣市

〔北海勢〕

閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延フル期間並ニ地域

期 間 地 域

一月二日ヨリ一月五日迄

全 市 一 圓

三月二十七日ヨリ三月三十一日迄

同 同

六月十一日ヨリ六月十六日迄

同 同

八月十日ヨリ八月十六日迄

同 同

九月二十一日ヨリ九月二十五日迄

同 同

十一月十七日ヨリ十一月三十日迄

同 同

十二月十三日ヨリ十二月二十八日迄

同 同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セサル

期間並ニ地域

期 間 地 域

十二月二十九日ヨリ十二月三十一日迄

全 市 一 圓

第十三章 商店法



# 第十四章 建築統制

第十四章 建築統制

一、建築統制の目的

二、建築統制の範囲

三、建築統制の機関

四、建築統制の手續

五、建築統制の罰則

六、附則



### 第十四章 建築統制

#### ●市街地建築物法

大正八年四月五日  
法律第三十七號

改正 昭和九年法律第四六號、一三年第二九號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル市街地建築物法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

##### 市街地建築物法

- 第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得
- 第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス  
主務大臣必要ト認ムルトキハ住居地域内ニ住居専用地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル住宅以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供

##### 第十四章 建築統制

- スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得
- 主務大臣必要ト認ムルトキハ工業地域内ニ工業専用地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル工場、倉庫其ノ他之ニ準ズベキモノ以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第五條 第二條第一項、第三條及前條第一項ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス
- 第七條 道路幅ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得
- 第八條 建築物ハ其ノ敷地ガ命令ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限



ニ在ラズ

第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得

ズ但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 行政官廳ハ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線

ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷

地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地

區ノ種別、土地ノ情願、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等

ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

主務大臣必要ト認ムルトキハ高度地區ヲ指定シ其ノ地區内

ニ於ケル建築物ニ付高ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定メ又ハ

空地地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ニ付床面積ノ

敷地面積ニ對スル割合及敷地ノ疆界線ヨリノ距離ノ限度ヲ

定ムルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛

生上、保安上又ハ防空上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地

區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火

構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

防火地區内ニ於テハ建築物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ疆界

命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ

指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲グル必要ナル措置ヲ命スル

コトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依

リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者補償金額ニ付不服アル

トキハ其ノ金額決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常

裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴訟シ又ハ行

政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建

築物ノ所有者若ハ占有者若ハ本法ニ基キテ發スル命令

又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ

罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 前條ノ規定ハ前條ニ掲グル者未成年者又ハ禁治産

者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ

成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條

ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條ニ掲グル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人

其ノ他ノ従業者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シ

タルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルル

第十四章 建築統制

線ニ接シ之ヲ設クルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉

庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル

特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規

定ヲ設クルコトヲ得

第十五條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル

建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ

設クルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定

ヲ設クルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ

於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他

ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一 保安上危險ト認ムルトキ

二 衛生上有害ト認ムルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ

建築シタルトキ

第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指

定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ

後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル

命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ

指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲グル必要ナル措置ヲ命スル

コトヲ得

前條ニ掲グル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二

號ヲ準用ス

第二十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル

事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴訟スル

コトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ

主務大臣ニ訴訟スルコトヲ得ス

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル

事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セ

ラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 本法適用ノ區域ハ主務大臣ノ指定スル市街地ト

ス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ前項ノ市街地ノ外

ニ互リ本法適用ノ區域ヲ指定スルコトヲ得

第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築

物、建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ

非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築

物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔北海券〕

〔北海券〕



第二十六條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員四メートル以上ノモノヲ謂フ

幅員四メートル未満ニ・七メートル以上ノ道路及道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於ケル其ノ計畫ノ道路ハ勅令ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ道路ト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正九年勅令第五百三十九號ヲ以テ昭和十年二月一日ヨリ施行)

附則 (昭和九年法律第四十六號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和九年勅令第三百三十九號ヲ以テ昭和十年二月一日ヨリ施行)

従前ノ第二十三條ノ規定ニ基キ指定セラレタル區域ハ同條ノ改正規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

附則 (昭和十三年法律第二十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十四年勅令第十號ヲ以テ昭和十五年二月一日ヨリ施行)

本法施行前市街地建築物法施行令第十一條ノ規定ニ依リ指定シタル區域及其ノ區域内ニ於ケル建築物ニ付定メタル高ノ最低限度ハ各之ヲ本法第十一條第二項ノ規定ニ依リ指定シタル高度地區及其ノ地區内ニ於ケル建築物ニ付定メタル高ノ最低

〔北海勢〕

限度ト看做ス

### 市街地建築物法施行令

大正九年九月三十日  
勅令第四百三十八號

改正 大正二年勅令第三九五號、一三年第一五二號、第三〇四號、昭和四年第二一三號、六年第二九四號、八年第三三七號、九年第三四〇號、一四年第一一號

朕市街地建築物法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

市街地建築物法施行令

第一條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號乃至第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計三ヲ超過スル工場  
二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場  
イ 玩具用普通火工品ノ製造  
ロ 「アセチレンガス」ヲ用フル金屬ノ工作(溶解「アセチレンガス」ヲ用フルモノヲ除ク)  
ハ 引火性溶劑ヲ用フル「ドライクリーニング」又ハ「ドライダイニング」

〔北海勢〕

- ニ 「セルロイド」ノ加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工
- ホ 印刷用「インキ」又ハ繪具ノ製造
- ヘ 塗料ノ吹付
- ト 亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白
- チ 骨炭其ノ他動物質炭ノ製造
- リ 羽又ハ毛ノ洗滌、染色又ハ漂白
- ヌ 襪、履、肩綿、肩紙、肩綿、肩毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白
- ル 製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フェルト」ノ製造ニシテ原動機ヲ用フルモノ
- ヲ 骨、角、牙、蹄、貝殻ノ挽割若ハ乾燥研磨又ハ金屬ノ乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ
- リ 鑛物、岩石、土砂、硫黃、金屬、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝殻ノ粉碎ニシテ原動機ヲ用フルモノ
- カ 墨、懷爐灰又ハ煉炭ノ製造
- ヨ 活字又ハ金屬工藥品ノ鑄造
- メ 瓦、煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石、坩堝又ハ珐瑯鐵器ノ製造
- レ 硝子ノ製造又ハ砂吹
- リ 動力槌ヲ用フル鍛冶

### 第十四章 建築統制

- 三 室面積ノ合計五十平方メートルヲ超過スル自動車ノ庫
  - 四 劇場、活動寫眞館、演藝場又ハ觀物場
  - 五 待合又ハ貨座敷
  - 六 倉庫業ヲ營ム倉庫
  - 七 火葬場又ハ産廢物處理場
  - 八 屠場又ハ死畜處理場
  - 九 塵芥又ハ汚物ノ處理場
  - 十 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ
- 第二條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號又ハ第二號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計十五ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク  
二 前條第二號ニ該當スルモノ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ營ムモノヲ除ク  
イ 容量三十リットル以下ノ「アセチレンガス」發生器ヲ用フル金屬ノ工作



ロ 馬力數ノ合計〇・二五以下ノ原動機ヲ用フル塗料ノ吹付

ハ 原動機ヲ使用スルニ臺以下ノ研磨機ニ依ル金屬ノ乾燥研磨

三 前條第七號乃至第九號ニ該當スルモノ

四 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命ヲ以テ指定スルモノ

第三條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號、第二號又ハ第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳衛生上有害ノ若ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場但シ印刷工場、精密機器製作工場、製氷工場及冷凍工場ヲ除ク

二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場

イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造

ロ 鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸鹽類、黃燐、赤燐、硫化燐、金屬「カリウム」、金屬「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素水、過酸化「カリ」、過酸化「ソ

〔北海勞〕

「イダ」、過酸化「バリウム」、二硫化炭素、「メタノール」、「アルコール」、「エーテル」、「アセトン」、醋酸「エステル」類、「ニトロセルロース」、「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、「テレピン」油又ハ石油類ノ製造

ハ 燐寸ノ製造

ニ 「セルロイド」ノ製造

ホ 「ニトロセルロース」製品ノ製造

ヘ 「ビスコース」製品ノ製造

ト 合成染料若ハ其ノ中間物、顔料又ハ塗料ノ製造（漆又ハ水性塗料ノ製造ヲ除ク）

チ 溶劑ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造

リ 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

ヌ 溶劑ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ焼付

ル 石炭「ガス」類又ハ「コークス」ノ製造

ヲ 壓縮「ガス」又ハ液體「ガス」ノ製造（製氷又ハ冷凍ヲ目的トスルモノヲ除ク）

ロ 鹽素、「アロム」、「ヨード」、硫黃、鹽化硫黃、弗化水素酸、鹽酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性「カリ」、苛性

〔北海勞〕

ム 金屬ノ熔融又ハ精煉（活字又ハ金屬工產品ノ製造ヲ目的トスルモノヲ除ク）

ウ 電氣用「カーボン」ノ製造

キ 金屬厚板又ハ形鋼ノ工作ニシテ鋸打又ハ壞隙作業ヲ伴フモノ

ノ 鐵釘類又ハ鋼球ノ製造

オ 伸線、伸管又ハ「ロール」ヲ用フル金屬ノ壓延

三 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認メ命ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場

四 第二號イ、ロ、ハ、ニ及ヲノ物品、可燃性「ガス」又ハ「カーバイド」ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

五 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認メ命ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

第三條ノ二 前三條ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得ザル種類ニ屬スル建築物ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨キズ

一 建築物ノ敷地ヲ擴張セザルコト

二 「アセトアニリド」、「アスピリン」又ハ「グアヤコール」ノ製造

カ 蛋白質ノ加水分解ニ依ル製品ノ製造

キ 油脂ノ採取又ハ加熱加工

タ 石鹼、「フアグチス」又ハ「ペーグライト」ノ製造

レ 肥料ノ製造

ソ 製紙

ツ 製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製

ネ 「アスファルト」ノ精製

ナ 「アスファルト」、「コールタール」、木「タール」、石油蒸溜産物又ハ其ノ残渣ヲ原料トスル製造

ラ 「セメント」、石膏、消石灰、生石灰又ハ「カーバイド」ノ製造



二 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スベキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セザルコト

三 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スベキ床面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セザルコト

四 工場ノ常時使用スル原動機馬力數ヲ増加スル場合ニ於テ増加スベキ馬力數ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際常時使用スル馬力合計數ヲ超過セザルコト

五 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外用途ノ變更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ變更セズ若ハ之ニ些少ノ變更ヲ加フルニ依リ替ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト

行政官廳地域ノ種別、土地ノ狀況、事業ノ種類、作業ノ方法、建築物ノ構造設備、除害ノ設備又ハ裝置等ヲ參酌シ特ニ支障ナシト認ムルモノニ付テハ前項第二號乃至第四號ノ制限ヲ輕減スルコトヲ得

第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前

〔北海勞〕

二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス

第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ二十メートルヲ、住居地域外ニ於テハ三十一メートルヲ超過スルコトヲ得ス但シ建築物ノ周圍ニ廣濶ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官廳交通上、衛生上及保安上支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物ハ高十三メートル軒高九メートルヲ、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ハ高八メートル軒高五メートルヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ石造ニハ人造石造及「コンクリート」造ヲ、木造ニハ土藏造ヲ包含ス

第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ石、人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ

一 建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル

〔北海勞〕

第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高、外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ但シ切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セス

前二項ノ地盤面ニ高低アルトキハ行政官廳其ノ地盤面ヲ認定ス

第七條 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ對側境界線迄ノ水平距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス且其ノ前面道路幅員ノ一倍四分ノ一ニハメートルヲ加ヘタルモノヲ限度トス但シ住居地域外ニ在ル建築物ニ付テハ一倍四分ノ一ヲ一倍二分ノ一トス

前項ノ高トハ前面道路ノ中央ヨリノ高ヲ謂フ

第八條 建築物ノ敷地カ幅員同シカラサルニ以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ一ノ道路ノ境界線迄ノ水平距離カ其ノ道路幅員ノ一倍二分ノ一以内ニシテ且二十五メートル以内ノ區域ノ内ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テハ前條ノ規定ノ適用ニ關シ其ノ道路ヲ前面道路ト看做ス

前項ノ規定ニ依ル前面道路二以上アル場合ニ於テ其ノ幅員

同シカラサルトキハ幅員小ナル前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス

第一項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル區域ノ外ニ在ル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル道路ヲ前面道路ト看做ス

第九條 道路境界線カ建築線ト一致セサル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ關スル前二條ノ規定ノ適用ニ關シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス

第十條 建築物ノ敷地左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前三條ノ規定ニ拘ラス行政官廳別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 公園、廣場、河、海ノ類ニ接スルトキ

二 前面道路ノ對側ニ公園、廣場、河、海ノ類アルトキ

三 其ノ地盤面ト前面道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ

四 高低ノ差著シキニ以上ノ道路ニ接スルトキ

五 道路ノ終端ニ位スルトキ

第十一條 削除

第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス

裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官廳命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セザルコトヲ得



第十四章 建築統制

一〇六〇

第十三條 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔、扛重機、水槽、氣槽、無線電信用電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官廳其ノ用途ニ依リ已ムヲ得スト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セス

本令中高ニ關スル規定ハ社寺建築物ヲシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付之ヲ適用セス

第十四條 建築物ノ建築面積ハ敷地ノ面積ニ對シ商業地域内ニ於テ十分ノ八、商業地域外ニ於テ十分ノ六ヲ超過スルコトヲ得ス但シ行政官廳特ニ指定シタル角地其ノ他ノ地域ニ於ケル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 本令ニ於テ建築面積トハ建築物ノ水平斷面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルヘキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ地階ニシテ其ノ外壁ノ高地盤面上ニメートル以下ノモノノ部分ノ面積ハ之ヲ建築面積ト看做サス

軒、庇、枯出縁ノ類カ前項ノ中心線ヨリ突出スルコト一メートルヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ外端ヨリ一メートルヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト看做ス

第十四條ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平斷面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ

〔北海道〕

第十六條 本令ニ於テ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一區ノ土地ヲ謂フ

第十六條ノ二 建築物ノ敷地ガ二以上ノ地域又ハ地區ニ跨ル場合ニ於テ第一條乃至第三條若ハ第十四條ノ規定又ハ住居專用地區、工業地域内特別地區、工業專用地區若ハ空地地區ニ關スル制限ノ適用ニ關シテハ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スヘキ場合ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限ル  
一 地域、住居專用地區、工業地域内特別地區又ハ工業專用地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ使用禁止又ハ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

二 美觀地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

三 建築線ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

四 建築線ニ面スル建築物ノ壁面ノ位置ノ指定ニ基キ建築物主要構造部ノ變更又ハ除却ヲ命シタル場合

五 建築物ノ高又ハ建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ

〔北海道〕

關スル規定ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

第十八條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ補償スヘキ損失ハ通常生スヘキ損失ニ限ル

第十九條 前二條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第十八條第一項ノ措置ヲ命セラレタル者之ヲ命セラレタル日ヨリ起算シ三月以内ニ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體トハ同法第二十三條ノ規定ニ依ル同法適用區域ノ屬スル市町村トス

第二十一條 補償義務ノ有無及補償ノ金額ハ補償審査會之ヲ裁定ス

第二十二條 補償審査會ハ第二十條ニ規定スル市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體毎ニ之ヲ置ク

補償審査會ハ會長一人及委員十二人ヲ以テ之ヲ組織ス

- 第二十三條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ
- 一 關係各廳高等官 四人
  - 二 前條第一項ノ公共團體ノ吏員 二人
  - 三 前條ノ公共團體ノ議會ノ議員 四人

第十四章 建築統制

一〇六一

四 學識經驗アル者

二人

前項第一號、第二號及第四號ノ委員ハ主務大臣之ヲ命シ第三號ノ委員ハ其ノ議會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二十四條 補償審査會ニ關シテハ土地收用法第二十七條乃至第三十一條、第三十七條、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第四十二條乃至第四十五條、第六十九條、第七十二條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條第一項ノ公共團體ノ二以上ニ互ル建築物ニ關シテハ關係補償審査會合同シテ會議ヲ開クヘシ

第二十五條 市街地建築物法第十八條ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス

第二十六條 行政官廳ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニシテ其ノ建築竣成ノ後ニ於テ市街地建築物法第十八條第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第二十六條ノ二 建築物ノ敷地ヲ造成スル爲ニスル擁壁ニ對シテハ市街地建築物法第九條、第十二條、第十五條乃至第二十二條及第二十五條ノ規定ヲ準用ス







- ホ 鐵骨ヲ有シ「メタルラス、コンクリート」、網入硝子ノ類ヲ以テ覆葺スル屋根ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
- 十五 柱ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
  - イ 煉瓦造又ハ「コンクリート」造
  - ロ 鐵筋「コンクリート」造
  - ハ 鐵柱ニシテ耐火的ニ有效ナル被覆ヲ爲シタルモノ
  - ニ 石造ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
- 十六 階段ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
  - イ 鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
  - ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
- ハ 鐵造
  - 十七 防火戸ハ甲種防火戸及乙種防火戸ノ二種トス
    - 甲種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
      - イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚一・五ミリメートル以上ノモノ
      - ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚三・五センチメートル以上ノモノ

〔北海勞〕

- ハ 厚十五センチメートル以上ノモノ土藏扉
- ニ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ
- 乙種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
  - イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚一・五ミリメートル未滿ノモノ
  - ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚三・五センチメートル未滿ノモノ
  - ハ 木造又ハ鐵造ニシテ屋外ニ面スル部分ヲ厚三センチメートル以上ノ「モルタル」、漆喰又ハ適當ナル厚ノ石綿盤ノ類ヲ以テ被覆シタルモノ
  - ニ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ
- 十八 削除
- 十九 建築物ノ大修繕トハ壁體、柱、小屋若ハ基礎ノ過半ノ修繕又ハ之ニ準スル構造上主要ナル部分ノ修繕ヲ謂フ
- 二十 大變更トハ壁體、柱、床、小屋、基礎等構造上主要ナル部分ノ變更ヲ謂フ
- 二十一 階數トハ地階及屋階ヲ除キタル階數ヲ謂フ
- 第二條 本則ノ適用ニ關シ土地又ハ建築物ニ關スル測算方法、呼稱等ニ付疑義ヲ生シタルトキハ地方長官之ヲ決定ス
- 第三條 本則ニ規定セル建築物ノ採光、換氣、防火、避難、清潔、強度ニ關スル構造設備ハ常に有效ニ保持スヘシ

〔北海勞〕

- 第一條ノ二 専用地区及特別地区
- 第三條ノ二 建築物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノハ住居専用地区内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ
  - 一 住宅
  - 二 住宅ニシテ事務所ノ類ヲ兼メルモノ
  - 三 共同住宅、寄宿舎又ハ下宿屋
  - 四 神社
  - 五 學校、圖書館ノ類
  - 六 養育院、託兒所ノ類
  - 七 寺院、教會所ノ類
  - 八 形像、記念居ノ類
  - 九 物品販賣業ヲ營ム店舖（床面積十平方メートル以下ノモノ）、旅館、俱樂部、診療所、農業用建築物ノ類ニシテ地方長官土地ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルモノ
  - 十 前各號ノ一ニ該當スル建築物ニ附隨スルモノニシテ地方長官支障ナシト認ムルモノ
  - 十一 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外地方長官支障ナシト認メ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノ
- 第三條ノ三 工業地域内ニ特別地区ヲ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ特別地区内ニ非ザレ

- ハ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ地方長官保安上危険ノ又ハ衛生上有害ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 銃砲火藥類取締法施行規則ノ火藥庫
- 二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場
  - イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造但シ銃砲火藥類取締法施行規則第四十四條第二項ノ火工品ヲ除ク
  - ロ 硝化纖維素、「セルロイド」、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、黃磷、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、硫化炭素、「エーテル」、「アセトン」、「ベンゼン」、「キシロール」、「トルオール」又ハ「テレピン」油ノ製造
  - ハ 石油類、鹽化硫黃、硫酸、硝酸、弗化水素、「クロール」石炭、「チアソ」化合物、砒素化合物、水銀化合物、亞硫酸鹽類及動物質肥料ノ製造並動物質原料ノ化學
- 三 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外地方長官著シク保安上危険ノ又ハ衛生上有害ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 第三條ノ四 工業地域内特別地区ノ全部又ハ一部ヲ甲種特別地区ニ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種特別地区内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得



- 一 前條第一號又ハ第二號イ若ハロニ該當スルモノ
- 二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外地方長官著シク保安上危険ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

第三條ノ五 工業地域内特別地區ノ全部又ハ一部ヲ乙種特別地區ニ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ乙種特別地區内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ

- 一 第三條ノ三第二號ハニ該當スルモノ
- 二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外地方長官著シク衛生上有害ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

第三條ノ六 前三條中二條ノ規定ノ適用ヲ併セ受クル建築物ヲ建築セントスル場合ニ在リテハ地方長官其ノ建築スベキ地區ヲ指定ス

第三條ノ七 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業專用地區内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ地方長官公益上已ムヲ得ズト認ムルモノ又ハ工場、倉庫其ノ他之ニ準ズベキモノニ附随スル建築物ニシテ支障ナシト認ムルモノハ此ノ限

〔北海勞〕

ニ在ラズ

- 一 住宅
- 二 共同住宅、寄宿舎、下宿屋又ハ旅館
- 三 物品販賣業ヲ營ム店舗
- 四 劇場、活動寫眞館、演藝場又ハ觀物場
- 五 料理屋、飲食店、待合又ハ貸座敷
- 六 學校、圖書館ノ類
- 七 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外地方長官支障アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

第三條ノ八 市街地建築物法第二條第二項又ハ第四條第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得ザル種類ニ屬スル建築物ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

- 一 建築物ノ敷地ヲ擴張セザルコト
- 二 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スベキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セザルコト
- 三 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加

〔北海勞〕

ムベシ 地方長官ハ土地ノ情態、建築物ノ用途其ノ他ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 削除

第六條 裝飾塔、物見塔、屋簷、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ニ付テハ市街地建築物法施行令第四條乃至第九條ノ適用ニ關シ其ノ部分ノ高ノ最高限ノ五分ノ一迄ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セズ但シ其ノ算入セザル部分ノ最大面積ノ合計ハ建築面積ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ

昇降機塔ニ付テハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ五分ノ一ヲ九メートル迄増加スルコトヲ得

第二章ノ二 空地地區

第六條ノ二 空地地區内ニ於ケル建築物ノ床面積ノ敷地面積ニ對スル割合ノ限度ハ十分ノ二乃至十分ノ七ノ範圍ニ於テ土地ノ狀況ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

空地地區指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ニシテ其ノ床面積ノ敷地面積ニ對スル割合前項ノ規定ニ依リ制限ヲ超ユルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ地區指定又ハ變更ノ際ニ於ケル割合ヲ超エザル範圍ニ於テ改築又ハ再築ヲ爲スコト

スベキ床面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セザルコト

四 工場ノ常時使用スル原動機馬力數ヲ増加スル場合ニ於テ増加スベキ馬力數ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際常時使用スル馬力合計數ヲ超過セザルコト

五 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外用途ノ變更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ變更セズ若ハ之ニ些少ノ變更ヲ加フルニ依リ管ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト

行政官廳地區ノ種別、土地ノ狀況、事業ノ種類、作業ノ方法、建築物ノ構造設備、除害ノ設備又ハ裝置等ヲ參酌シ特ニ支障ナシト認ムルモノニ付テハ前項第二號乃至第四號ノ制限ヲ輕減スルコトヲ得

市街地建築物法施行令第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス

第二章 建築物ノ敷地及高

第四條 建築物ノ敷地ハ長二メートル以上道路敷地ニ接セシ



ヲ得

第一項ノ床面積ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ屋階及地階ヲ除キタル部分又ハ第一階ノ部分ニ付之ヲ算ス

第六條ノ三 空地地區内ニ於ケル建築物ノ其ノ敷地境界線ヨリノ距離ノ限度ハ地方ノ状況ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニ付テハ地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ制限ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

一 道路、公園、廣場、河、海ノ類ニ面スルモノ

二 軒高二・五メートル以下ノモノ

三 敷地境界線ニ面スル部分ノ長二メートル以下ノモノ

第三章 建築物ノ構造設備

第一節 一般構造設備

第七條 建築物ノ敷地ハ其ノ接スル道路境界ニ於ケル路面ヨリ高カラシメ建築物ノ床下ノ地盤面ハ周圍ノ地盤面ヨリ高カラシムベシ但シ建築物ノ用途又ハ土地ノ状況ニ依リ地方長官本條ノ規定ニ依リ難シト認メ又ハ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 建築物ノ敷地漏洩ナルトキ、出水汎溢ノ虞アルモノナルトキ又ハ塵芥ノ類ヲ以テ埋立テラレタルモノナルトキハ地方長官ハ地盤面ノ地盤高、建築物ノ床高又ハ地盤ノ改

〔北海勞〕

良等ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 建築物ノ敷地ニハ其ノ敷地内ニ於ケル雨水及汚水ヲ排泄又ハ處理スベキ適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第九條ノ二 高四メートルヲ超ユル崖ニ近接シテ建築物ヲ建築シ又ハ建築敷地ヲ造成セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

地方長官ハ前項ノ崖及之ニ接スル建築敷地ニ付保安上必要ト認ムルトキハ斜面ノ勾配、擁壁ノ設置、建築物ノ位置等ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十條 下水溝、下水管、溜槽ノ類ハ耐水材料又ハ當該官吏又ハ吏員ノ承認スル材料ヲ以テ構造スヘシ

第十一條 便所、畜舎等ヨリ排出スル汚物ニ對シ汚物溜ヲ設ケムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

汚物溜ハ耐水材料ヲ以テ構造シ適當ナル防水裝置ヲ施シ且覆蓋ヲ設クヘシ

第十二條 便所、畜舎等ヨリ排出スル汚物ハ地方長官ノ指定スル下水道ニ非サレハ之ニ放流スヘカラス但シ地方長官ノ承認スル汚物處理槽ヲ設クルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ下水道ノ設備アル地區ニシテ地方長官特ニ指定スル區域内ニ在リテハ便所ハ汲取便所ト爲スヘカラス

〔北海勞〕

第十三條 汲取便所ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ

一 糞尿溜、尿槽、糞尿壺及其ノ上口周圍ハ不透透質ノ材料ヲ以テ造ルコト

二 床下ニ於テハ耐水材料ヲ以テ他ノ部分ト遮斷スルコト

三 汲取口ハ密閉シ得ル製置ヲ爲シ地盤面ヨリ十センチメートル以上高カラシメ且之ヲ直接道路ニ面セシメザルコト

第十四條 井戸ト汲取便所及汚物溜トノ距離ハ三間以上ヲ有セシムヘシ但シ地方長官其ノ構造設備又ハ土地ノ状況ニ依リ衛生上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

地方長官ハ井戸、汲取便所又ハ汚物溜ノ位置、構造、設備等ニ關シ前三條及前項ノ外必要ナル規定ヲ設ケ又ハ措置ヲ命スルコトヲ得

第十五條 建築物ノ壁體ニシテ直接土壤ニ接觸スル部分ハ耐水材料ヲ以テ構造スヘシ但シ門、障扉其ノ他輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 居室ノ床地盤面下ニ在ル建築物ニ在リテハ最下階ノ居室ノ床又ハ其ノ床下ハ耐水材料ヲ以テ構成シ其ノ壁體及床下ニハ適當ナル防濕方法ヲ施スヘシ

第十七條 居室ノ床高ハ一尺五寸以上ト爲スヘシ但シ床又ハ

第十四章 建築統制

床下ニ「コンクリート」即其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

居室ノ床木造ナルトキハ其ノ床下ニハ適當ナル換氣方法ヲ講スヘシ

第十八條 居室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スヘシ

第十九條 居室ハ其ノ室面積ノ十分ノ一以上ノ有効面積ヲ有スル窓又ハ之ニ代ルヘキ採光面ヲ有スヘシ

前項ノ採光面積三尺以上ノ縁側ヲ距ツル場合ハ其採光面積ノ二分ノ一ヲ有効面積ト看做ス此ノ場合ニ於テ濡縁ハ縁側ト看做サス

第一項ノ採光面積ハ左ノ各號ニ該當スル部分ニ限り有效ナルモノト看做ス但シ道路、公園、廣場等ノ空地ニ面スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一 其ノ部分ヨリ直上屋根面（直上屋根面ナキトキハ壁頂迄以下同シ）ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ其ノ面スル隣地境界線迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコト

二 其ノ部分ヨリ直上屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ同一敷地内ニ在ル對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商



業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコト但シ其ノ部分ヲ合ム水平面ヨリ對向壁直上ノ屋根面ニ至ル高カ住居地域内ニ於テハ對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコトキハ此ノ限ニ在ラス

軒、庇其ノ他著シク採光ヲ妨グルモノアリト認メ又ハ衛生上特別ノ必要アリト認ムルトキハ地方長官ハ採光ニ關シ特ニ採光面ノ增加其ノ他適當ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第一項ノ適用ニ於テ天窓ハ地方長官ノ認定ニ依リ其ノ面積ヲ三倍迄ニ換算スルコトヲ得

第一項ノ面積ニ相當スル窓又ハ之ニ代ルヘキ採光面ノ部分ハ其ノ上端ヲ床面上五尺七寸以上ト爲スヘシ

隨時開放シ得ル襖、障子ノ類ヲ以テ仕切りタルニ室ハ本條ノ適用ニ關シ之ヲ一室ト看做ス

第二十二條 居室ニ於テハ直接外氣ニ面シテ室面積ノ二十分ノ一以上ニ相當スル面積ヲ開放シ得ヘカラシムヘシ但シ之ニ代ルヘキ適當ノ換氣裝置アルトキハ此ノ限ニ在ラス

〔北海旁〕

ノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第十七條第十九條及第二十條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十二條 浴室及便所ニハ採光換氣ノ爲直接外氣ニ面シ適當ナル窓ヲ設ケ又ハ之ニ代ルヘキ設備ヲ爲スヘシ

第二十三條 地方長官ハ建築物ニ對シ防疫上必要ナル防鼠其ノ他ノ設備ヲ命スルコトヲ得

第二十四條 出入口及窓ノ扉ハ路面上三メートル以上ニ在ルモノヲ除クノ外閉閉ノ際ト雖建築線ヨリ突出セザル構造ト爲スベシ

第二十五條 階段ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ專ラ特殊ノ用途ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 階段及踊場ノ幅ハ内法七十五センチメートル以上ト爲スコト

二 階上二十三センチメートル以下階下十五センチメートル以上ト爲スコト但シ多人數ノ使用ニ供スルモノハ階上十八センチメートル以下階下二十六センチメートル以上ト爲スコト

三 高四・五メートルヲ超ユルモノニ在リテハ高四・五メートル以内毎ニ踊場ヲ設クルコト

階段ノ用途又ハ構造ニ依リ危險ナリト認ムルトキハ地方長

官ハ前項ノ規定ニ拘ラズ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 地方長官保安上必要ト認ムルトキハ階段ノ設置ヲ命シ又ハ其ノ配置若ハ設備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十七條 屋根ハ耐火構造ニ非サルトキハ不燃材料ヲ以テ覆葺スヘシ但シ「モルタル」塗、漆喰塗ノ類ヲ以テ覆葺セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

瓦葺屋根ニ在リテハ引掛棧瓦ノ類ヲ使用シ又ハ瓦ヲ野地ニ緊結スヘシ

神社建築物ノ屋根、茶室、四阿ノ類ノ屋根又ハ輕微ナル庇ノ類ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ區域ヲ指定シ第一項ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第二十八條 地方長官ハ物干、物見臺等屋上工作物ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十九條 建築面積二百坪以上ノ建築物ニハ建築面積二百坪以内毎ニ防火壁ヲ設ケヘシ但シ外壁、床、屋根、柱及階段耐火構造ナルトキ若ハ壁體、床、屋根、天井、小屋、柱及階段不燃材料ヲ以テ構成セラレタルモノナルトキ又ハ地

〔北海旁〕

方長官其ノ用途ニ依リ已ムヲ得スト認ムルトキ若ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條ノ二 地方長官ハ建築物ノ配置、構造又ハ用途ニ依リ危險ナリト認ムルモノニ付防火壁ノ設置其ノ他防火上必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第三十條 前二條ノ防火壁ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

一 耐火構造ト爲スコト但シ木造又ハ木骨造建築物ニ在リテハ煉瓦造、石造其ノ他之ニ類スル構造ト爲サザルコト

二 兩端ハ外壁ニ達スルコト但シ木造建築物ニ在リテハ之ニ近接スル木部ヨリ一尺以上屋外ニ突出セシムルコト

三 上端ハ屋根面ニ直角ニ測リ一尺五寸以上屋上ニ突出セシムルコト但シ耐火構造ノ屋根ニ在リテハ屋上ニ突出セシメサルコトヲ得

四 各開口ノ幅及高ハ九尺以下ニシテ甲種防火戸ノ設備ヲ有スルコト但シ特殊ノ用途ニ充ツル建築物ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケ幅及高ヲ十二尺迄ト爲スコトヲ得

五 四壁溝ヲ設クル場合ト雖モ其ノ部分ノ壁厚ハ煉瓦造及石造ニ在リテハ七寸以上、鐵筋「コンクリート」造ニ在リテハ三寸五分以上ト爲スコト

木造又ハ木骨造建築物ノ防火壁ニ在リテハ前項第一號ノ規



定ニ拘ラズ中央ニ金屬板ヲ有スル厚六センチメートル以上ノ鐵網「モルタル」造ノ類ニシテ倒壊ノ虞ナキ構造ト爲スコトヲ得

第三十一條 防火壁アル建築物ニ於テ屋蓋、裝飾塔等ノ屋上突出部木造ニシテ延焼ノ虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ構造ニ對シ防火上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 削除

第三十三條 壁附煙爐ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

一 爐脚ハ堅牢ナル基礎ノ上ニ築造シ木造建築物ニ在リテハ上部ヲ積出シト爲サ、ルコト

二 薪炭ヲ使用スル壁附煙爐ニ在リテハ焚口下及其ノ前方一尺以上左右各五寸以上ノ部分ノ床ヲ、其ノ他ノ壁附煙爐ニ在リテハ焚口下ノ部分ノ床ヲ不燃材料ニテ構造シ其ノ下方八寸以内ニハ燃質材料ヲ取付ケサルコト

三 壁附煙爐ノ煙突ニシテ屋內ニ在ル部分ハ鐵筋「コンクリート」、石、煉瓦ノ類ヲ以テ構造シ外壁ノ厚ハ鐵筋「コンクリート」ニ在リテハ五寸以上、其ノ他ニ在リテハ七寸以上ト爲シ煙道ハ土管ヲ挿入シ又ハ「セメント」、モルタル」ヲ以テ造ルコト

〔北海道〕

四 煙道ノ屈曲百二十度以内ナルトキハ其ノ屈曲部ニ掃除口ヲ設クルコト

第三十四條 木造又ハ木骨造建築物ノ壁附煙爐ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スヘシ

第三十五條 煙爐、竈、風呂籠ノ類ノ煙突ノ屋上突出部ハ其ノ最短部ニ於テ二尺以上ト爲スヘシ但シ煉瓦造又ハ石造ノ部分ハ補強ヲ爲サ、ル限リ三尺以上ト爲スヘカラス

第三十六條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其ノ軒ヨリ更ニ二尺以上突出セシムヘシ煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未満ナルトキ亦同シ

第三十七條 金屬製煙突ニシテ小屋裏、床裏等露出セサル位置ニ在ル部分ハ金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スヘシ

第三十八條 金屬製煙突ハ木材其ノ他ノ燃質材料ト五寸以上ノ間隔ヲ有スヘシ但シ厚三寸以上ヲ有スル金屬以外ノ不燃材料ヲ被覆スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條 地方長官ハ煙突ニシテ近接建築物ニ危害ヲ及ボス虞アリト認ムルトキハ前數條ノ外必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第四十條 汽罐、營業用風呂籠其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ附屬スル煙突ノ高及口徑ニ付テハ其ノ燃料ノ種類、

〔北海道〕

量及土地ノ狀況ニ依リ地方長官之ヲ定ム

第四十條ノ二 地方長官ハ汽罐其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ對シ其ノ燃料ノ種類、量及土地ノ狀況ニ依リ煙煙ヲ發散セサル装置ノ設備ヲ命スルコトヲ得

第四十一條 汽罐、風呂籠ノ類ノ焚場及灰捨場ニ對シ地方長官防火上必要ナル構造設備ヲ命スルコトヲ得

第四十二條 市街地建築物法施行令第三條第二號ロ又ハニノ物品ノ陳列場又ハ藏置場ニ對シテハ地方長官其ノ配置、構造及設備ニ付防火上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第四十三條 高六十五尺ヲ超過スル建築物ニハ適當ナル避雷設備ヲ爲スヘシ但シ地方長官土地ノ狀況又ハ建築物ノ種類ニ依リ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十四條 高六十五尺又ハ軒高五十尺ヲ超過スル建物ハ其ノ壁體、床、柱、屋根、階段等主要構造部ヲ耐火構造ト爲スヘシ但シ壁體、床、屋根、天井、小屋、柱及階段不燃材料ヲ以テ構成セラレタルモノニシテ地方長官支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條ノ二 地方長官ハ建築物ノ一般構造設備ニ關シ土地ノ狀況ニ依リ本節ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設ク

第十四章 建築統制

ルコトヲ得

第四十三條ノ三 市街地建築物法施行令第二十九條及第二十九條ノ二ノ建築物ニ付テハ地方長官支障ナシト認ムルトキハ本節第三章ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得

第二節 構造強度

第一 概則

第四十四條 構造用「コンクリート」及「モルタル」ノ原料ト爲スヘキ「セメント」ハ商工省告示日本標準規格第二十八號又ハ第二十九號ノ規定ニ依リ合格シタルモノナルコトヲ要ス

構造用壓延鋼材ハ商工省告示日本標準規格第二十號ノ規定ニ依ル品質以上ノモノナルコトヲ要ス

第四十五條 建築物ノ基礎ニ使用スル木材ハ常水面下ニ在ルコトヲ要ス但シ規模小ナル建築物又ハ短期間使用ノ建築物ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 主要ナル構造用木材ニシテ石、煉瓦、「コンクリート」、土ノ類ニ積込ム部分又ハ之ニ接スル部分ニハ防腐方法ヲ施スヘシ但シ木造建築物ノ眞壁ニ接スル木部ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 地方長官ハ建築物ノ構造強度ニ關シ土地ノ狀況



依リ本節ニ定ムルモノ、外必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得  
第二 木構造及木骨構造  
第四十八條 柱、梁其ノ他之ニ類スル構材ノ継手及仕口ニシテ主要ナルモノハ「ホールド」締其ノ他適當ナル方法ニ依リ緊著スヘシ

第四十九條 建物ノ主要ナル柱ハ獨立ト爲スヘカラス但シ適當ナル防腐方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
第五十條 獨立ニ非サル柱ノ下部ニハ土臺又ハ脚固ヲ使用スヘシ但シ柱ヲ其ノ基礎ニ緊著シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第五十一條 石、煉瓦其ノ他ノ腰積ヲ有スル建物ハ之ヲ土臺敷構造ト爲シ土臺ハ腰積ニ緊結スヘシ

石、煉瓦、「コンクリート」ノ類ノ束ヲ以テ前項ノ腰積ニ代フルモノハ其ノ構造ニ付特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ  
第五十二條 建物ノ土臺及敷桁ノ隅角ニハ煉瓦ヲ使用スヘシ  
第五十三條 柱ノ小徑ハ土臺、脚固、脚差、梁、桁其ノ他ノ主要構材間ノ距離ニ對シ三階建ノ第三階、二階建ノ第二階又ハ平房建ニ在リテハ其ノ三十分ノ一ヲ、三階建ノ第二階又ハ二階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十五分ノ一ヲ、三階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十分ノ一ヲ下ルヘカラス但シ庇ノ支柱其ノ他輕微ナル荷重ヲ承クルモノハ此ノ限ニ在ラス

屋根ヲ金屬板、石盤又ハ石綿盤ノ類ヲ以テ覆葺スルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ關シ三十分ノ一ヲ三十五分ノ一、二十

〔北海券〕

〔北海券〕

五分ノ一ヲ三十分ノ一、二十二分ノ一ヲ二十五分ノ一ト爲スコトヲ得

木骨石造、木骨煉瓦造及土藏造ニ在リテハ第一項ノ適用ニ關シ三十分ノ一ヲ二十五分ノ一、二十五分ノ一ヲ二十二分ノ一、二十二分ノ一ヲ二十分ノ一トス  
第五十四條 柱ニシテ其ノ必要ナル斷面積ノ三分ノ一以上ヲ缺取ル場合ニハ其ノ部分ヲ補強スヘシ  
第五十五條 建物ニハ適當ニ筋違又ハ方杖ヲ設ケヘシ  
第五十六條 削除  
第五十七條 建築物ノ敷地ノ地盤堅牢ナルトキ又ハ規模小ナル建築物ハ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケ第五十條及第五十二條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三 石構造、煉瓦構造及「コンクリート」構造  
第五十八條 石、煉瓦其ノ他之ニ類スル材料ヲ以テ築造スル建築物ノ部分ハ「セメント」入「モルタル」ヲ用テ組積スヘシ但シ高三尺以下ノ牆壁其ノ他構造ノ輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス  
第五十九條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキ下階ノ壁厚ハ其ノ上階ノ壁厚ヨリ小ナルヘカラス  
第六十條 石造又ハ煉瓦造壁體ノ壁厚ハ之ヲ一尺未滿ト爲スヘカラス  
第六十一條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁長三十尺ヲ超過スヘカラス

壁厚特ニ大ナルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得  
壁長ハ其ノ壁體ニ接著スル對隣壁ノ接著部分ノ中心距離ヲ以テ之ヲ度ル  
地方長官適當ト認ムル補強方法ヲ施シタル控壁ハ前項ノ適用ニ關シ之ヲ對隣壁ト看做ス

壁高ハ其ノ壁體ノ接著スル地盤面ヨリ之ヲ度ル  
第六十二條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁頂ニ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ以梁ヲ設ケヘシ  
第六十三條 建物ノ外壁煉瓦造ナルトキハ其ノ壁厚ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

一 長十八尺以下ノモノニ在リテハ一尺以上ト爲スコト  
二 長十八尺ヲ超過シ三十尺以下ノモノニ在リテハ二尺三寸以上ト爲スコト  
第六十四條 煉瓦造間壁ノ厚ハ前條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

第六十五條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ或ル階ニ於ケル出入口、窓其ノ他ノ開口ノ幅ノ總和力壁長ノ二分ノ一ヲ超過スルトキハ其ノ壁厚ハ前二條ノ厚ニ三寸ヲ加フヘシ但シ其ノ壁體ニ幅三尺以上ノ柱形(控壁ヲ含ム以下同シ)ヲ有スル場合ニ於テ其ノ柱形間及之ヲ對隣壁トノ中心距離十五尺以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第六十六條 建物ノ壁體煉瓦造ニシテ左記各號ノ一ニ該當ス

第十四章 建築統制

ル場合ニハ各階ノ壁厚ハ第六十三條及第六十四條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得  
一 其ノ階ノ床及其ノ階ノ直上階ノ床又ハ屋根鐵筋「コンクリート」造ナルトキ  
二 地方長官適當ト認ムル控壁、鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ノ以梁其ノ他ノ補強方法アルトキ  
第六十七條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ其ノ壁厚ハ第六十三條乃至第六十六條ノ規定ニ拘ラス其ノ階高ノ十五分ノ一未滿ト爲スヘカラス

第六十八條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ其ノ階高ノ四分ノ三以上ノ高ヲ通シテ壁體ニ堅壁溝ヲ設ケル場合ニハ其ノ壁溝部ノ壁厚ハ第六十條、第六十三條乃至第六十七條ノ厚ノ三分ノ二未滿ト爲スヘカラス  
横壁溝ハ深三寸長九尺ヲ超過スヘカラス  
第六十九條 煉瓦造壁體ニ於ケル出入口及窓相互間ノ直上垂直距離ハ二尺以上ト爲スヘシ但シ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ以梁ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス  
第七十條 煉瓦造二重壁ニ於テハ其ノ一方ノ壁ハ第五十九條乃至第六十九條ノ規定ニ依ルヘシ  
第七十一條 建物ノ壁體「コンクリート」造ナルトキハ第六十三條乃至第七十條ノ適用ニ關シ之ヲ煉瓦造ト看做ス  
第七十二條 建物ノ壁體「コンクリート」造以外ノ石造ナルトキ其ノ厚ハ第六十三條乃至第六十五條及第六十七條ノ厚ニ



- 第六十六條 第六十八條乃至第七十條ノ規定ハ之ヲ前項ノ壁體ニ準用ス
- 第七十三條 貼石、貼瓦ノ類ハ之ヲ壁厚ニ算入セス
- 第七十四條 鐵骨造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ於ケル石、煉瓦、「コンクリート」等ノ帳壁ニハ第五十九條、第六十條、第六十二條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス
- 第七十五條 高十二尺未満ノ間壁其ノ他構造上輕微ナル壁體ニ對シテハ第六十條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス
- 第七十六條 石造又ハ煉瓦造ノ墻壁ハ特殊ノ補強方法ヲ施シタル場合ノ外左ノ規定ニ依ルヘシ
  - 一 壁厚ハ其ノ部分ヨリ壁頂迄ノ垂直距離ノ十分ノ一以上ト爲スコト
  - 二 削除
  - 三 長二間未満毎ニ適當ナル控壁ヲ設クルコト但シ其ノ壁厚第一號ノ規定ノ最小限ノ一倍半以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第七十七條 同一建築物ノ壁體二種以上ノ構造ヨリ成ルトキハ其ノ壁長及壁厚ニ付テハ地方長官之ヲ定ム
- 第七十八條 切妻壁體又ハ高三尺ヲ超過スル扶欄若ハ扶壁ハ石造又ハ煉瓦造ト爲スヘカラス但シ切妻壁體ニシテ其ノ頂部ヲ鐵筋「コンクリート」造屋根ニ緊結シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

〔北海道〕

- 第七十九條 張間五尺以上ノ開口上ニ架スル石造又ハ煉瓦造ノ迫持ハ其ノ迫高ヲ張間ノ十分ノ一以上ト爲スヘシ但シ適當ナル補強ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 第八十條 壁體ノ隅角、蛇腹、窓、出入口脇其ノ他之ニ類スル部分ニ使用スル石、人造石ノ類ハ適當ナル方法ヲ以テ之ヲ其ノ接スル壁體ノ部分ニ緊結スヘシ
  - 第八十一條 石造又ハ煉瓦造ノ枯出窓、枯出縁等ニ在リテハ鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スヘシ
- 第四 鐵骨造及鐵骨構造
- 第八十二條 削除
  - 第八十三條 建築物ノ構造ニ使用スル鋼又ハ鐵鐵ノ主要ナル構材ノ接合ニハ地方長官已ムラ得ズト認ムル場合又ハ支障ナシト認ムル場合ノ外「リベット」ヲ使用スヘシ
    - 一 接合用「リベット」又ハ「ボルト」ノ中心距離ハ其ノ直徑ノ二倍半未満ト、其ノ中心ト材端トノ距離ハ其ノ直徑ノ二倍未満ト爲スヘカラス
    - 二 第八十四條 建築物ノ構造ニ使用スル鐵柱ハ其ノ斷面ノ最小二次率半徑ヲ其ノ主要ナル支點間距離ニ對シ鋼又ハ鐵鐵ニ在リテハ百五十分ノ一以上ト、鑄鐵ニ在リテハ七十五分ノ一以上ト爲スヘシ
  - 柱以外ノ應壓鋼材又ハ應壓鐵材ニ在リテハ前項ノ百五十分ノ一ヲ二百分ノ一トス

〔北海道〕

- 第八十五條 鋼柱又ハ鐵鐵柱ノ接合ニハ其ノ小ナル柱ト同等以上ノ強ヲ有スル添板ヲ用井柱ノ全應力ヲ傳フルニ足ルヘキ數ノ「リベット」ヲ使用スヘシ
- 第八十六條 鐵骨造建築物ニ於ケル主要ナル柱ハ之ヲ基礎ニ緊結スヘシ
- 第八十六條ノ二 鐵骨造建築物ニ在リテハ梁其ノ他ノ橫架材ト柱トノ接合ニハ適當ナル方杖、腰板ノ類ヲ使用シ之ヲ緊結スヘシ但シ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設ケタル部分ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 第八十六條ノ三 鐵骨造建築物ニハ適當ニ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設ケヘシ
- 第八十七條 鐵骨造建築物ノ帳壁ハ左ノ規定ニ依ルヘシ
  - 一 鐵骨ニ緊結スルコト
  - 二 「ホロタイル」ノ類ヲ使用セサルコト但シ間壁ニシテ適當ナル補強ヲ施シタル場合又ハ堅牢ナル壁體ノ表積若ハ裏積トシテ適當ニ之ニ連結シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五 鐵筋「コンクリート」構造
- 第八十八條 鐵筋「コンクリート」構造ニ使用スル「コンクリート」ハ左ノ規定ニ依ルヘシ但シ其ノ用途ニ依リ已ムラ得ヌ且構造上支障ナキモノニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第三號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
  - 一 砂、砂利又ハ碎石ハ泥土、鹽分、有機物等ヲ含まザルモノナルコト

- 二 砂利又ハ碎石ハ硬質ニシテニセンチメートル二分ノ一目標ヲ通過シ且鐵筋相互間及鐵筋ト假構トノ間ヲ自由ニ通過スルモノナルコト
- 三 煉瓦層、石炭層ノ類ハ之ヲ使用セサルコト
- 四 軟度ハ均質ナル「コンクリート」ヲ得ルニ適當ナルモノナルコト
- 第八十九條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テハ鐵筋ノ兩端ヲ他ノ構造部ニ緊結スルカ又ハ之ヲ曲ケテ適當ニ「コンクリート」中ニ碇著スヘシ
- 第八十九條ノ二 鐵筋「コンクリート」構造ニ於ケル主筋ノ鐵骨ノ長ハ之ヲ主筋直徑ノ二十五倍以上ト爲スヘシ
- 第九十條 削除
- 第九十條ノ二 鐵筋「コンクリート」ノ主要ナル梁ニハ全張間ニ涉リ複筋及緊筋ヲ配置スヘシ
- 第九十一條 鐵筋「コンクリート」柱ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ
  - 一 主筋ハ四本以上タルコト
  - 二 緊筋ノ中心距離ハ一尺以下トシ且主筋直徑ノ十五倍ヲ超過セサルコト
  - 三 柱ノ小徑ハ其ノ主要支點間距離ノ十五分ノ一以上ナルコト
  - 四 主筋ノ斷面積ノ和ハ「コンクリート」ノ有效斷面積ニ對



シ八十分ノ一以上ナルコト但シ地方長官構造強度上支障ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十一條ノ二 第八十六條ノ三及第八十七條ノ規定ハ之ヲ鐵筋「コンクリート」造建築物ニ準用ス

第九十二條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ主筋ニ對スル「コンクリート」ノ被覆厚ハ版ニ在リテハ二種未滿ト、梁及柱ニ在リテハ三種未滿ト、基礎ニ在リテハ五種未滿ト爲スヘカラス

第九十三條 鐵筋「コンクリート」ノ床、屋根其ノ他ノ構架材ノ上ニ假構ヲ設クルトキハ其ノ假構ヲ除去スルニ先チ其ノ下階ノ主要假構ヲ除去スヘカラス但シ「コンクリート」施工後二月ヲ經過セルモノ又ハ特ニ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケタルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第九十四條 高十二尺未滿ノ塔壁其ノ他建築上輕微ナルモノニ在リテハ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケ第八十八條乃至第九十二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第六 獨立煙突

第九十五條 高五十尺ヲ超過スル煙突ハ鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造トシ支線ヲ要セサル構造ト爲スヘシ但シ假設的ノ煙突ニシテ地方長官支障ナシト認メ存續期限ヲ附シ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ非サル煙突ニシテ高三十尺ヲ超過スルモノニ在リテハ鐵材ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲

〔北海券〕

スヘシ

第九十六條 削除

第九十七條 煙突ノ構造上必要ナル支線ト地盤トノ接著ハ鐵筋「コンクリート」造其ノ他腐朽ノ虞ナキ控抗若ハ適當ナル防腐方法ヲ施シタル木枕ニ緊著スヘシ

第九十八條 土管煙突ハ高三十尺ヲ超過スヘカラス但シ堅固ナル鐵製支枠ヲ有スルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ高五十尺迄ト爲スコトヲ得

第九十九條 第九十五條及第九十八條ノ適用ニ關シテハ煙突ノ高ハ之ニ接著スル地盤面ヨリ之ヲ度ル

第七 強度計算

第一百條 強度計算ニ適用スル各種材料ノ重量ノ最小限左ノ如シ

材	料	重	量	(斤)
煉瓦積		一	立方	米ニ付 一九〇〇・〇
花崗岩及安山岩		一	立方	米ニ付 二五〇〇・〇
砂利又ハ碎石ヲ鑿元體トセル「コンクリート」及鐵筋「コンクリート」		一	立方	米ニ付 二三〇〇・〇
スギ、エゾマツ、トドマツ、トウヒ、ベイスギ、ベイツガ		一	立方	米ニ付 四五〇〇・〇
ヒバ、ベイヒ、ヒノキ、モミ		一	立方	米ニ付 五〇〇〇・〇

〔北海券〕

材	料	應	力	度
アカマツ、クロマツ、ツガ、ベイマツ		一	立方	米ニ付 五五〇・〇
鋼		百	立方	寸ニ付 〇・七八五
瓦葺(葺土ヲ除ク)		一	平方	米ニ付 六〇〇・〇
葺土、壁土及漆喰		一	立方	米ニ付 一六〇〇・〇

第一百一條ノ二 強度計算ニ於ケル地震ノ水平震度ハ之ヲ〇・

一以上ト爲スヘシ但シ地方長官建築物ノ種類又ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ増加ヲ命シ又ハ其ノ低下ヲ許可スルコトヲ得

第一百二條 強度計算ニ於テ建築物ノ各部分ニ生スヘキ應力度ハ各種材料ニ付左ノ限度ヲ超過スヘカラス

材	料	應	力	度
ス	エ	六〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		
ト	ウ	七〇		
エ	ス	七〇		
ス	エ	七〇		
ト	ド	七〇		
ベ	イ	七〇		



第十四章 建築統制

壓延鋼ニシテ下降伏應力度一平方センチメートルニ付三千五百キログラム以上ノモノ（「リベット」ニ在リテハ應張強度一平方センチメートルニ付五千キログラム以上ノモノ）ノ應力度ニ付テハ第一項ノ限度ニ依ラザルコトヲ得  
品質特ニ劣等ナリト認ムルモノニ對シテハ地方長官ハ第一項ノ限度ヲ低下セシムルコトヲ得  
第二百二條ノ二 強度計算ニ於テ鐵筋「コンクリート」構造ノ各部分ニ生ズベキ「コンクリート」ノ應力度ハ左ノ限度ヲ超過スベカラズ

應力度 （一平方糎ニ付） 應力度ノ三分ノ一且七〇・〇	應力度 （一平方糎ニ付） 應力度ノ三分ノ一且七〇・〇	應力度 （一平方糎ニ付） 應力度ノ三分ノ一且七〇・〇
----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

鐵筋「コンクリート」ニ使用スル「コンクリート」ハ一平方センチメートルニ付九十キログラム以上ノ應張強度ヲ有スルモノタルベシ  
第一項ノ應張強度ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スベカラズ但シ適當ナル試驗方法ニ依リ「コンクリート」ノ強度ヲ試驗シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

〔北海勞〕

$$F = \frac{2K}{20x}$$

F 「コンクリート」ノ應張強度  
K 商工省告示日本標準規格第二十八號又ハ第二十九號ノ試驗方法ニ依リ試驗セル砂入「セメント」ノ四週間後ノ應張強度  
x 水ト「セメント」ノ重量比

寒冷ノ季節ニ施工スル「コンクリート」ニ付テハ地方長官ノ定ムル所ニ從ヒ前項ノ應張強度ヲ減ズルモノトス  
地方長官ハ前三項ノ適用ニ關シ「コンクリート」ノ割合ニ付必要ナル規定ヲ設ケ又ハ措置ヲ命ズルコトヲ得

第二百二條ノ三 地方長官必要ト認ムルトキハ建築材料ノ提出又ハ強度試驗ノ施行ヲ命ズルコトヲ得

第二百三條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於テハ鐵ト「コンクリート」トノ彈率比ヲ十五ト爲スヘシ

第二百四條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於ケル應力度ハ一平方糎ニ付七疋ヲ超過スヘカラス但シ異形鐵筋ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ形狀ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケテ十疋迄ト爲スコトヲ得

第二百五條 強度計算ニ適用スル各種床積載荷重ノ最小限左ノ如シ

床ノ種類	積載荷重 (一平方糎ニ付)
------	------------------

イ	住宅 (別段ノ定アル部分ヲ除ク)	二〇〇
ロ	住戸又ハ住室ノ類	二〇〇
ハ	事務所ノ類	三〇〇
ニ	俱樂部ノ類	三五〇
ホ	體操室ノ類	四〇〇
ヘ	講堂ノ類	四五〇
ト	陳列室ノ類	四五〇
チ	自動車庫	五〇〇
リ	倉庫又ハ書庫	二〇〇

第十四章 建築統制

〔北海勞〕

マ	廊下、 階段又 ハ階段	三五〇
ル	屋上、 露臺	四五〇
ヲ	前各欄ニ記載ナキ室	三〇〇

前項ノ積載荷重ハ其ノ實況ニ應ジ小梁ニ對シテハ其ノ十分ノ一以內ヲ、大梁ニ對シテハ其ノ十分ノ二以內ヲ、柱又ハ基礎ノ直壓力ニ關シテハ其ノ支持スル床ノ數ニ應ジ左ノ割合以內ヲ、震力計算ニ關シテハ其ノ十分ノ五以內ヲ減ズル



コトヲ得但シ集會室、講堂、觀覽席、聽衆席、陳列室、倉庫、書庫等ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

支持スル床ノ數	一	二	三	四	五	六	七以上
輕減ノ率	十分ノ二	十分ノ三	十分ノ四	十分ノ五	十分ノ六	十分ノ七	十分ノ八

第百六條 杭打基礎ニ於ケル杭ニ對スル荷重ハ鑿錘ヲ使用スル場合ニ在リテハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$P = \frac{WH}{5D+0.1}$$

P 荷重  
W 錘ノ重量  
H 錘ノ落高(米)  
D 杭ノ最終沈下(米)

「コンクリート」杭ニシテ其ノ完全ニ凝結セサルモノニ對シテハ前項ノ算式ヲ適用セス

前項ノ場合及汽錘ヲ使用シタル場合ニ在リテハ地方長官ハ荷重試驗ノ施行ヲ命スルコトヲ得

第百七條 應壓鐵材ニ對スル荷重ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

P 荷重

〔北海道〕

$$P = Af_c(1 - C \frac{1}{r})$$

A 斷面積  
fc 第百二條ノ鐵材ニ對スル應壓力度  
r 主要ナル支點間ノ距離  
C 斷面ノ最小二次率半徑但シ鐵柱ニシテ其ノ周圍ノ構造ニ依リ撓ミノ方向ニ制限アルモノハ其ノ斷面ノ適當ナル軸ニ對スル二次率半徑ト爲スコトヲ得

C 定數

鋼及鍊鐵ニ在リテハ〇・〇〇三トシ其ノ兩支端同轉自由ナルトキハ〇・〇〇四、鑄鐵ニ在リテハ〇・〇〇五トス

第百八條 應壓木材ニ對スル荷重ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$P = Af_c(1 - 0.02 \frac{1}{d})$$

P 荷重  
A 斷面積  
fc 第百二條ノ木材ニ對スル應壓力度  
d 主要ナル支點間ノ距離  
斷面ノ最小徑

第百九條 應壓鐵筋「コンクリート」材ニ對スル荷重ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$P = f_c(Ac + 15Ab)$$

P 荷重  
fc 第百二條ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度  
Ac 「コンクリート」ノ有效斷面積  
A 主筋ノ斷面積

前項有效斷面積ハ其ノ主筋ノ外側線内ノ面積トス

適當ナル卷筋ヲ有スル應壓「コンクリート」材ニ在リテハ第一項ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度ヲ十分ノ二以内増

加スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於ケル卷筋ノ中心距離ハ八厘ヲ超過スヘカラス

應壓鐵筋「コンクリート」材ニシテ其ノ主要ナル支點間ノ距離其ノ最小徑ノ十五倍ヲ超過スルモノニ在リテハ別ニ適當ナル算式ニ依リ之ヲ算定スヘシ

第百十條 應曲材ニ對スル曲能率ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

第十四章 建築統制

〔北海道〕

$$M = f_c S$$

M 曲能率  
fc 第百二條ノ應曲力度  
S 斷面積

第百十一條 鐵筋「コンクリート」ノ單筋矩形梁又ハ版内ニ中軸ヲ有スル單筋丁梁ニ對スル曲能率ハ左ノ各式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$M = \frac{n_1(3-n_1)}{6} f_c b d^2$$

$$M = \frac{3-n_1}{3m} f_t b d^2$$

M 曲能率  
fc 中軸比(梁ノ應壓端ヨリ中軸迄ノ距離ト梁ノ有效丈トノ比)  
n1 第百二條ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度  
ft 第百二條ノ鐵筋ニ對スル應張力度  
b 梁ノ幅  
d 梁ノ有效丈

前項ノ中軸比ハ左式ニ依ル

$$n_1 = \frac{15}{m} \left( \sqrt{1 + \frac{2m}{15}} - 1 \right)$$



第四百十二條 應壓力ト曲能率トヲ併有スル構材ノ合成應力度ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ下ルヘカラス

$$f_c = \frac{M}{S} + \frac{P}{A} \times \frac{1}{1 - C \frac{1}{r}}$$

- f<sub>c</sub> 合成應力度
- M 曲能率
- S 應壓側ニ對スル斷面積
- P 應壓力
- A 斷面積
- r 主要ナル支點間ノ距離
- 1 曲能率ニ依ル斷面ノ中軸ニ對スル二次率半徑但シ木材ニ在リテハ曲能率ニ依ル斷面ノ中軸ニ直角ナル徑

C 第七條ニ定數但シ木材ニ在リテハ之ヲ〇・〇二トス

前項ノ合成應力度ハ第四百二條ノ應力度ヲ超過スヘカラス

第四百十二條ノ二 鐵筋「コンクリート」ノ梁、版等ノ主筋ヲ横斷スル面ニ於テ左式ニ依リ算定スル應壓力度ハ「コンクリート」ノ應壓強度ノ十二分ノ一以下ニシテ且一平方センチメートルニ付十八キログラムヲ超過セザルモノナルコトヲ

〔北海勞〕

要ス

$$f^s = \frac{S}{bj}$$

- f<sup>s</sup> 「コンクリート」ノ應剪力度
- S 剪力
- b 梁又ハ版ノ幅但シ丁梁ニ在リテハ梁版ノ幅
- j 應壓中心ヨリ應張中心迄ノ距離

第四百十二條ノ三 鐵筋「コンクリート」ノ梁、版等ニ生ズル應剪力度第四百二條ノ二ノ規定ノ應剪力度ヲ超過スルトキハ其ノ部分ニ左ノ規定ニ依リ繫筋ヲ配置スベシ

- 一 繫筋ハ應剪力ノ分布ニ從ヒ適當ニ之ヲ配置シ其ノ間隔ハ梁、版等ノ厚ノ三分ノ二ヲ超過セザルコト
- 二 繫筋ハ應張鐵筋外側ヨリ應壓端ニ近ク連セシメ且適當ニ之ヲ碇著スルコト

主筋ヲ適當ニ曲ケタルモノハ其ノ部分ヲ繫筋ト看做ス

第四百十三條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於ケル梁又ハ版ノ張間ハ其ノ支承物間ト中心距離ヲ以テ之ヲ度ルモノトス但シ支承物間ノ内法距離ニ梁ノ丈又ハ版ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

梁又ハ版ノ支端ニ持送アル場合ニ於ケル張間ハ持送ノ厚カ梁又ハ版ノ下端ヨリ度リ梁ノ丈又ハ版ノ厚ノ〇・五倍ニ達スル部分ヨリ之ヲ起算ス但シ地方長官ハ其ノ持送ノ形狀、

〔北海勞〕

第四百十九條 甲種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造ト爲スヘシ

第四百二十條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋簷、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第四百二十一條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸ヲ設クヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積三十平方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニシテ地方長官周圍ノ狀況ニ依リ防火上支障ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ六間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス
- 二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離六間未滿ナルトキ
- 三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離六間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ柱、組子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス

公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ規定ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス

傾斜ノ狀態等ニ依リ張間起算位置ヲ變更スルコトヲ得

第四百十四條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ梁ト版トヲ適當ニ連結シタル場合ニ在リテハ之ヲ丁梁ト看做スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於ケル丁梁ハ其ノ張間ノ四分ノ一以内、版ノ厚ノ十二倍以内ノ幅ヲ有スルモノトシテ之ヲ算定スヘシ

第四百十五條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ縱橫ニ鐵筋ヲ有スル長方形版四邊ヲ通シテ支承物ヲ有スル場合ニ於テハ左式ニ依リ算定シタルモノヲ下ラサル範圍内ニ於テ其ノ荷重ヲ兩張間ニ分賦スルコトヲ得

$$W_b = \frac{l^4}{l^4 + b^4} W$$

$$W_1 = \frac{l^4}{l^4 + b^4} W$$

- W 等布荷重
- l 一方ノ張間
- b 1ニ直角ナル張間
- 1 1ヲ張間トスルモノニ分賦スル等布荷重
- W<sub>1</sub> bヲ張間トスルモノニ分賦スル等布荷重
- W<sub>0</sub> 荷重

第四百十六條 削除

第四百十七條 削除

第四章 防火地區

第四百十八條 防火地區ハ甲種防火地區及乙種防火地區ノ二種トス

第十四章 建築統制



第二百二十二條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ハ耐火構造ト爲スヘシ但シ一寸五分以上ノ不燃材料ヲ以テ構成シタル野地ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百二十三條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ床、柱及階段ヲ耐火構造ト爲スヘシ

- 一 建築面積二百坪以上ニシテ階數二以上ノモノ
- 二 建築面積百坪以上ニシテ階數三以上ノモノ
- 三 階數四以上ノモノ

第二百二十四條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ道路ニ面セサルモノハ其ノ高十八尺ヲ、軒高十二尺ヲ、建築面積十二坪ヲ超過セサル場合ニ限リ乙種防火地區内ニ在ル建物ニ關スル規定ニ依ルコトヲ得但シ地方長官建物ノ用途ニ依リ火災豫防上危険ノ虞アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二百二十五條 甲種防火地區内ニ在ル牆壁ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第二百二十六條 乙種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スヘシ

第二百二十七條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、庇、軒蛇腹、屋憲、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ準耐火構造ト爲スヘシ

〔北海勞〕

ト爲スヘシ  
第二百二十八條 前二條ノ準耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル構造ヲ謂フ

- 一 鐵骨造ニシテ外部ヲ生子板張ト爲シタルモノ
- 二 鐵骨造又ハ木造ニシテ外部ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル被覆ヲ爲シタルモノ
- イ 外面ニ石、煉瓦又ハ人造石ノ類ヲ用キ其ノ厚三寸以上ノモノ
- ロ 瓦貼ノ上ニ「セメント、モルタル」塗トシ厚合計一寸二分以上ノモノ
- ハ 厚一寸二分以上ノ「セメント、モルタル」塗又ハ「コンクリート」塗
- ニ 「セメント、モルタル」塗ノ上ニ化粧煉瓦貼トシ厚合計一寸二分以上ノモノ
- ホ 木骨土藏造ニシテ塗土、漆喰等ノ厚合計三寸以上ノモノ

三 其ノ他地方長官之ニ準スト認メタルモノ

第二百二十九條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸又ハ乙種防火戸ヲ設クヘシ但シ鐵骨網入り硝子造ニシテ其ノ面積四十平方

〔北海勞〕

方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ其ノ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニシテ地方長官周圍ノ狀況ニ依リ防火上支障ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ三間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス

二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離三間未滿ナルトキ

三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離三間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ柱、組子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス

公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス

第三百三十條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ヲ金屬板ヲ以テ被覆スルトキハ其ノ野地ヲ厚一寸以上ノ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第三百三十一條 削除

第三百三十二條 建物防火地區ノ境界線外ニ互ル場合ニ於テハ其ノ全部ニ對シ防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ防火地區外ニアルト

キハ其防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三百三十三條 建物甲種防火地區及乙種防火地區ニ互ル場合ニ在リテハ其ノ全部ニ對シ甲種防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ甲種防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三百三十四條 前二條ノ防火壁ニ付テハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第三百三十五條 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニ關シ本令ノ規定ノ外火災豫防上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三百三十五條ノ二 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第十九條乃至第三百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五章 美觀地區

第三百三十六條 地方長官ハ美觀地區内ニ在ル建築物ニシテ環境ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體裁ヲ損スト認ムルトキハ其ノ除却、改修其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第三百三十七條 地方長官ハ美觀地區内ニ建築スル建築物ノ意



匠ニ關スル設計ニシテ環境ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體裁ヲ損スト認ムルトキハ其ノ設計ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三百三十八條 地方長官美觀上必要アリト認ムルトキハ美觀地區内ニ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ノ建築物ノ高、軒高又ハ外壁ノ材料及主色ヲ指定スルコトヲ得

第三百三十九條 地方長官前三條ノ措置又ハ指定ニシテ重要ナリト認ムル事項ニ關シテハ美觀審査委員會ノ意見ヲ徵スベシ

美觀審査委員會ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

第四百十條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ外部汚損セルトキハ速ニ之ヲ修理スヘシ

第四百十一條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ排水管、排氣管、煙房鐵管、瓦斯管及煙突ノ類ハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ道路、廣場又ハ公園ニ面スル壁面ニ露出セシムルコトヲ得ス

第四百十二條 美觀地區内ニ在ル建築敷地ニシテ未ダ建築物ナキモノ又ハ建築工事著手中ノモノハ板塀ノ類ヲ以テ體裁ヨク之ヲ圍繞スヘシ但シ適當ナル整理ヲ爲シ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六章 工事執行

〔北海道〕

第四百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ノ新築、増築、改築又ハ移轉ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケベシ建築物ノ用途ヲ變更シテ第一號又ハ第五號ニ充テムトスルトキ亦同シ

- 一 市街地建築物法第十四條ノ建築物
- 二 防火地區及美觀地區内ノ建築物
- 三 鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造、鐵造、石造、煉瓦造、木骨造其ノ他木造ニ非ザル建築物
- 四 階數三以上ノ建築物
- 五 前各號ニ掲グルモノノ外地方長官ノ指定スル建築物

高四メートルヲ超ユル擁壁ノ築造ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケベシ

第四百十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ地方長官ニ届出ツベシ

- 一 前條ニ該當セザル建築物ノ新築
- 二 前條ニ該當セザル建築物ノ増築、改築又ハ移轉
- 三 前條第一項第一號乃至第四號ノ建築物ニシテ其ノ床面積百平方メートルヲ超ユルモノノ大修繕又ハ大變更
- 四 高二メートルヲ超ユル擁壁ノ築造

第四百十四條ノ二 地方長官ハ輕微ナル事項ニ付前二條ノ規

〔北海道〕

定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四百十五條 地方長官第四百十三條ノ認可申請ニ付支障ナシト認ムルトキハ建築認可證ヲ交付スヘシ

地方長官ハ前項ノ建築認可證ノ交付ニ際シ建築物使用認可證ヲ受ケルニ非ザレバ使用シ得ザル建築物ヲ指定スルコトヲ得

第四百十六條 第四百十三條及第四百十四條ノ建築工事竣功シタルトキ及地方長官ノ特ニ指定シタル工程ニ達シタルトキハ地方長官ニ届出ツヘシ

第四百十七條 地方長官ハ第四百十五條第二項ノ規定ニ依リ指定シタル建築物ニ付竣功ノ届出ヲ受ケタル場合ニ於テ支障ナシト認メタルキハ遲滞ナク建築物使用認可證ヲ交付スベシ

地方長官ハ申請者ノ請求ニ依リ前項ノ建築物ノ竣功セル部分ニ對シ建築物使用認可證ヲ交付スルコトヲ得

第四百十八條 地方長官ハ當該官吏又ハ吏員ヲ派シ建築物及建築工事ヲ臨檢セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ臨檢者ハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ  
第一項ノ場合ニ於テ建築主、建築工事請負人、建築工事管理  
者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者檢査ニ必要ナル準備ヲ

第十四章 建築統制

命セラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項準備ノ費用ハ建築主又ハ建築物所有者ノ負擔トス

第四百十九條 地方長官ハ建築工事ノ認可申請、届出又ハ其ノ變更ノ手續其ノ他建築工事ノ取締ニ關シ本則ニ定ムルモノ、外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第四百十九條ノ二 第七條乃至第二十三條、第二十五條、第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條乃至第百十五條、第百三十六條乃至第百四十二條及第百四十四條第二號乃至第四號ノ規定ハ内務大臣ノ指定スル區域ニ之ヲ適用セバ地方長官特別ノ事由アリト認メ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ前項ノ指定區域ニ付命令ヲ以テ建築物ノ種類又ハ地區ヲ指定シ前項ニ掲グル條項ノ規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ妨ケズ

附則

第五百十條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

第五百十一條 本則ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

(昭和七年内務省令第一號)  
本令ハ昭和七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス



本令施行前市街地建築物法施行令第三十一條ノ規定ニ依ル指定アリタル區域ハ第四百九十九條ノ二ノ規定ニ依ル内務大臣ノ指定アリタルモノト看做ス

附則 (昭和十四年内務省令第一號)

本令ハ昭和十三年法律第二十九號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域内特別地區規則ハ之ヲ廢止ス

### ●木造建物建築統制規則

昭和十四年十一月八日  
商工省令第六十七號

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ木造建物建築統制規則左ノ通定ム

#### 木造建物建築統制規則

第一條 木造建物(以下建物ト稱ス)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ新築セントスル者ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ)ノ許可ヲ受クベシ  
一 農業(兼畜業ヲ含ム)、林業、畜産業又ハ漁業ヲ營ム者ノ業務及居住ノ用ニ併セ供スル建物ニシテ總床面積百六十平方米(四八・四坪)ヲ超ユルモノ

〔北海道〕

二 前號ニ掲グル用ニ供セザル建物ニシテ總床面積百平方米(三〇・二五坪)ヲ超ユルモノ

前項ノ規定ハ商工大臣ノ指定スル建物ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ建物ノ總床面積百平方米ヲ超ユル場合ニ在リテハ其ノ建築主ハ工事著手前第三條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第二條 前條第一項各號ノ一ニ該當スル建物ヲ増築(改築又ハ構造ノ變更ニ依リ床面積ヲ増加スル場合ヲ含ム以下同シ)セントスル者又ハ増築ニ依リ前條第一項各號ノ一ニ該當スル建物ト爲サントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ  
前條第一項各號ノ一ニ該當スル建物ニ付同條第一項各號ノ一ニ規定スル總床面積ヲ超ユル改築ヲ爲サントスル者亦同シ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ商工大臣ノ指定スル建物ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ總床面積百平方米ヲ超ユル建物ヲ増築セントスル場合、増築ニ依リ總床面積百平方米ヲ超ユル建物ト爲サントスル場合又ハ總床面積百平方米ヲ超ユル改築ヲ爲サントスル場合ニ在リテハ其ノ建築主ハ工事著手前第四條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第三條 第一條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 建物ノ位置

二 建物ノ用途

三 新築セントスル事由

四 建物ノ棟數、各棟ノ用途及階數並ニ各棟別各階ノ床面積及總床面積

前項ノ許可申請書ノ提出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ提出セシムルコトヲ得

一 設計及工事計畫ノ概要(配置圖、平面圖及物資ノ使用場所ヲ明示シタル圖面ヲ添附スベシ)

二 工事ニ要スル物資ノ種類、寸法及數量

三 電氣、瓦斯又ハ水ノ供給ヲ受クル設備ヲ要スル場合ニ在リテハ之ヲ供給スル者ノ氏名名稱及住所

四 工事費

五 工事著手及竣功ノ豫定時期

六 請負人アルトキハ其ノ氏名名稱及住所

七 其ノ他必要ナル事項

第四條 第二條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル

第十四章 建築統制

事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 建物ノ位置

二 建物ノ用途(増築又ハ改築後建物ノ用途ヲ變更セントスル場合ニ在リテハ其ノ用途)

三 増築又ハ改築セントスル事由

四 現存建物ノ棟數及各棟別總床面積

五 増築又ハ改築セントスル部分ノ各棟別各階ノ床面積及總床面積並ニ各棟別用途

前項ノ許可申請書ノ提出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條第二項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ提出セシムルコトヲ得

第五條 第一條第一項ノ許可ヲ受ケ建物ヲ新築セントスル者

第三條第一項第一號、第二號又ハ第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ第三條第二項ノ書面ヲ提出シタル場合ニ於テ之ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第六條 第二條第一項ノ許可ヲ受ケ建物ヲ増築又ハ改築セントスル者第四條第一項第二號又ハ第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ第四條第二項ノ書面ヲ提出シタル場合ニ於テ之ニ記載



シタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第七條 第一條第二項又ハ第二條第二項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨地方長官ニ届出ツベシ

第八條 地方長官第一條第一項、第二條第一項、第五條又ハ第六條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テハ建物ノ新築、増築又ハ改築ニ使用シ得ル物資ノ種類、寸法、數量又ハ使途ヲ指定スルコトヲ得

第九條 第一條第一項若ハ第二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者又ハ第一條第二項若ハ第二條第二項ノ届書ヲ提出シタル者ハ工事竣工シタルトキハ遅滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ工事ヲ廢罷シタルトキ亦同シ

第十條 本則ニ依リ許可ヲ受ケ建物ヲ新築、増築又ハ改築シタル者(當該建物ノ承継人ヲ含ム)ハ其ノ工事竣工後一年以内當該建物ヲ許可申請書ニ記載シタル用途以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 本則ニ於テハ附屬建物ハ之ヲ主タル建物ノ一部ト見做ス

本則ニ於テ總床面積トハ長屋ニ在リテハ各戸ニ付算定シタル

〔北海券〕

ルモノヲ圖フ

附則

本則ハ昭和十四年十一月十三日ヨリ之ヲ施行ス

本則ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲スベキ新築、増築又ハ改築ニシテ本則公布前ニ工事ニ着手シ本則施行ノ際現ニ工事中ノモノニ付テハ本則ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ當該工事中ノ建物ニ付第三條第一項又ハ第四條第一項ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ届出ツベシ

### ●木造建物建築統制規則施行細則

#### 行細則

昭和十四年十一月二十一日  
北海道廳令第百十號

第一條 木造建物建築統制規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ依ル申請書又ハ届書ハ木造建物(以下建物ト稱ス)建築地ト所轄警察署長ヲ經由スヘシ

第二條 規則第三條乃至第六條及第十條ノ申請書ハ第一號様式ニ依リ正副二通ヲ提出スヘシ

建築ニ付米松、耐火木材、釘、棒鋼、補強用鐵物、薄鋼板メタルラス、ワイヤラス、鋼製戸、スチールサツシユ、鐵製換氣筒、石綿スレート、若ハセメントヲ使用シ又ハ電

〔北海券〕

氣、瓦斯若ハ水ノ供給ヲ受クル設備ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ申請書ニ記載スヘシ

前項ノ材料ノ使用又ハ製造ニ關シ許可ヲ受ケタルモノハ其ノ許可ヲ證スヘキ書類ヲ添付スヘシ

第三條 規則第三條乃至第六條ノ申請ニシテ支障ナシト認ムルトキハ建築許可證トシテ申請書ノ副本ニ第二號様式ニ依ル木造建築許可證印ヲ捺捺ノ上建築主ニ之レヲ交付ス

前項ノ場合ニ於テハ前條第二項ニ掲グル物資中使用シ得ル物資ノ種類、寸法、數量又ハ使途ヲ記載セル第三號様式ニ依ル物資指定ヲ交付ス

第四條 規則第一條第二項、同第二條第二項又ハ同第七條ノ規定ニ依ル届書ハ第一號様式ニ依リ起工十日前迄ニ正副二通ヲ提出スヘシ

前項ノ場合特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ起工期日ノ延期ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 前條ノ届出ニシテ支障ナシト認ムルトキハ建築調査

第一號様式ノ一

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

第七條 規則附則第二項ノ規定ニ依ル届書ハ別記第一條様式ニ依リ正副二通ヲ提出スヘシ

前項ノ建築工事竣工シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第八條 建築工事中工事場ニハ看易キ箇所ニ第五號様式ニ依ル標札ヲ掲グルノ外許可又ハ調査済證印アル副本ヲ備ヘ置キ當該官吏ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

木造建物建築統制規則ニ依ル申請  
(増築又ハ改築用)

課政勞交  
印付

署達  
及印年達  
日

印付受署







第一號様式ノ二

署別	届申請	昭和 年 月 日		北海道廳長官	殿	北海 海 道 廳
木造建築物建築統制規則ニ依ル申請 (新築又ハ用途變更用)	建築物ノ位置	建築物ノ用途	新築又ハ用途變更セントスル理由	右關係圖書相添ヘ申請候也	建築主ノ氏名 名稱及住所	代理人ノ氏名 名稱及住所
課政勞印付受	郡市	郡市		申請候也	郡市	郡市
進及印署 日年月達	村町條	村町條			村町條	村町條
印付受署	大字	大字			氏名 大字	氏名 大字
	丁目	丁目			丁目	丁目
	字	字			字	字
	番地	番地			番地	番地
	電話	電話			電話	電話
	專用建築物、住宅兼用建築物、長屋、					

〔北海勞〕

〔北海勞〕

考 備	他ノ法令ノ適用ノ有無	各 棟 別				用 途 階 數	總 棟 數	棟 總 床 面 積	平方 米 (坪)
		平方 米 (坪)	平方 米 (坪)	平方 米 (坪)	平方 米 (坪)				
1	臨時資金調整法、鐵鋼工作物築造許可規則、鋼製品製造制限ニ關スル件	米松販賣取締規則							
2	建築物ノ用途ハ成ル可ク詳細ニ記入スルコト、鐵、工、農林、水産業用建築物ノ場合ハ成ル可ク臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準ノ部門別、業別、細目別ニ依ルコト								
3	鐵工業用建築物ニ在リテハ鐵業法又ハ砂鐵法ノ適用ヲ受クル事業ノ用ニ供スル建築物又ハ生産擴充工場トシテ指定ヲ受クルモノ、住宅ニ在リテハ厚生省幹旋ニ係ル勞務者住宅ナリヤ否ヤヲ備考欄ニ附記スルコト								
4	所定欄内ニ所定事項ノ全部ヲ記入シ難キトキハ適宜別紙ヲ用ヒ當該記入欄ニ其ノ旨附記スルコト								











昭和十六年八月十日印刷  
昭和十六年八月十二日發行

北海道警察部勞政課編纂

發行者 大谷仁兵衛

東京市京橋區銀座西七丁目壹番地

印刷者 大谷保

東京市京橋區銀座西七丁目壹番地

印刷所 行政學會印刷所

東京府立川市三九五番地

勞働建  
築法規  
集

行所

東京市京橋區銀座西七丁目  
（電話銀座六六〇一六六三・振替東京一三）株式會社  
帝國地方行政學會  
札幌市北一条西三丁目  
（電話一九二八・振替小樽八八五二）  
同北海道出張所



終